

明後期の丈量に就いて

西村 元 照

【要約】 十六世紀初頭の中國においては、大土地所有者の納税忌避に始まる税糧額の恆常的缺如（虚糧）が問題となつたが、その辦濟は結局直接生産者佃戸層への追徴加税（包賠）によつて賄われようとした。そこで負擔に堪えられずに佃戸は逃亡して農民戰爭に蹶起する。この社會矛盾を解決するために行なわれたのが土地丈量であつた。嘉靖初年以來、萬曆九年の張居正による全國土地丈量までの丈量事例の變遷を辿ると、三つの顯著な傾向が見られ、第一期は試行錯誤期であり、第二期は均糧期ともいい得るが、均量によつても大地主層は減收にならなかつた。また丈量方法を検討すると、自丈・覆丈・會計の三段階があつた。殊に自丈に際して、申告制が採られたため大地主層は自己の既得權を公認させることができるが、他方丈量冊に佃戸名が登録されることから、生産關係の再編成までもが、同時に地主層の指導によつて圖られたことになり、後に郷紳支配の據頭すべき必然性も亦明らかにする。

史林 五四卷五號 一九七一年九月

はじめに

十六世紀初頭以後、即ち明王朝の後半期に當る嘉靖期頃以後の中國社會において、かなり大きな歴史的變化が見られることは既に先學の様々な研究成果において明らかにされた。商品生産、寄生地主制、一田兩主制、副租の廢止、

定額地代、抗租・民變・奴變等といった顯著な實態の究明は、相對的に佃戸の地位が上昇しつつあつたことを物語る。また一方で制度史的側面からの變革の究明も行われ、稅役制度史上、一條鞭法から地丁銀に至る一連の改革がやはりこの時期に始まることも明らかにされた。更に支配者の存在形態をめぐつて、王朝國家體制を有名無實化させる郷紳

層の形成も亦ほこの時期に始まり、清朝では郷紳支配が成立することも今や定説化しつつあるといえよう。

かかる歴史的變遷の有機的連關を搜るため、一連の變化が胎動しつつある嘉靖期頃に於いて、一體當該歴史段階ではいかなる社會矛盾が存在し、その社會構成がどのようなものであったかを究めつつ、尙かつその後の改革では何が目差され、それが歴史的にいかなる意味を持ったかという問題までをもトータルに把握するために、丈量という一點に絞って當該歴史段階を鋭く追求することとした。

土地の量り直しを意味する檢地・丈量は、十六世紀初頭の嘉靖期以來盛んに行なわれ、萬曆九（一五八一）年には張居正によって全中國に實施された歴史的事件であるが、嘉靖・隆慶期の丈量と張居正のそれとは幾らかの點で別個に扱われなければならない。技術的側面においてはたとえ兩者に共通する所がたたあるとはしても、丈量を通して改革を推進した主體が全く異なるからである。官豪大戸と總稱できる大地主層のヘゲモニーで展開された嘉靖隆慶期の丈量においては、社會矛盾の元凶でありながら同時に變革の擔い手ともなった地主の論理が露骨に窺えるのに對し、張居

正の丈量では國家の論理で展開されながら遂にその所期の目標を達し得なかつたのであつた。

そこで本論においては、まさに地主の論理によって展開された嘉靖・隆慶期の丈量を通して、當該社會の歴史的趨勢を論ずることとしよう。尙、論說に際しては努めて全國的動向を搜ろうと留意したが、史料制約もあり、江南デルタ地帯を主たる考察對象地域とせざるを得なかつた。

一 虚糧と包賠の構造

論說を始めるに當つて、まず丈量の要請されるに至る原因を追究することにする。最も早く丈量の必要が説かれた江西での實態に就いて唐龍は「臣室が普段田土を買い占めていながら、黄冊の作られる時には胥吏に賄賂を贈り、詭寄・花分等の惡業を働いて納税しない。このため一圖當り數十石の虚糧が生じるが、縣全體では數千萬石の多額に上る。不足の税糧は糧長・里長・小戸に命じて追徴賠償させるが、結局はその負擔に堪えられずに逃亡し、流民が集つて盜賊が横行する」と述べている^①。また桂萼によれば「國初華北には廣畝の社地と小畝の屯地とが設けられ、江南に

は重税の官田と低税の民田とが設けられた。ところが今日官豪の家は、北方では廣畝の社地を獨占し、江南では輕則の田を兼併して、決して重税を納めようとせず、一般の里甲が包賠させられ、税糧不均の怨は頂點に達している。物の判った州縣官は必ず丈量して税糧を一則化しようとするが、勢家達は直ちに中央の權力者に働きかけて妨害するのだ」と述べている。^② また顧鼎臣によれば「正徳年間に法制が大いに亂れた。府州縣の胥吏達は官吏とぐるになつてあらゆる悪業を働き、公印を偽造して錢糧を詐取したり、公文書の日付けを勝手に改めたり、臨時の追加税を平常の税目に改めたり、既に徵税して縣に納められたものを着服し、私腹を肥しながら缺糧と報告したり、官田を民田に改め、肥えた土地を瘠せた土地に改めたり等々（要するに公私文書の偽造を自由自在に行なつたので、毎年税糧額の缺損は千萬石にも上っている。にも拘らずその責任はいつも善良な一般人戸に轉嫁されて追徵包賠が行われるため、他方では大土地を所有しながら税糧を納めず、自らは土地を耕さずに富貴を享樂している官豪層が生じている。州縣官が實態を究明しようとしても、何分知縣達は官僚一年生の若僧

で、三四年も経たない間に昇任してしまふから、どうしても摘發することが出来ない。そこで農民達は土地を捨てて流亡し、集つて鹽盜等になるのだ」と述べている。^③

ここに掲げた三つの代表的事例やまた次節に紹介する第三表丈量事例表の原因欄に於いて既に十分明らかかなように、十六世紀初頭の中國においては「大地主層（官豪・大戸層）による大土地所有の展開——胥吏等との結託による納稅忌避（詭寄・花分・影射等）——徵稅額の恆常的不足（逋賦・拖欠・虛糧・浮糧・荒糧等）——一般農民への追徵加税（包賠・包補・賠償・賠照等）——農民の土地放棄と逃亡——流民集團による農民戰爭」と圖式化出来る社會矛盾が、殊に江南地方一帯で尖鋭化していたことが明らかである。

ところで國家にとって最も問題なのは税糧額が原額通り取れずに缺如する點にあつたのであり、かかる虚糧が生じた場合の處理がどのようにして行なわれたかを今少し構造的に追究してみよう。元來税糧の徵收には糧長が當つた。^④ 糧長は税糧一萬石を單位に設けられ、その管轄は區と呼ばれ、區毎に一萬石の税糧を糧長が請負う形を採つた。^⑤ ところが國初は何かと餘得があり鼻息の荒かつた糧長も、吏弊

が進み官の誅求が増えるにつれて、もはや一人では責に堪えられず數人で當るようになった。^⑦そして税糧額が不足すれば着服したのではないかと、絶えず上から監視の目が光り、^⑧自腹を切つて辦濟する場合もあった。この間の事情を顧鼎臣は「既に徴收した里甲と缺糧の戸とを一々比較するようなめんどろな事は行われず、糧長に期限付きて杖を持たせ郷に下つて追徴させる。その糧長が豪強者なら斛目を多く取つたり雞や犬まで取つて來るが、しかし弱い者なら勢家に曳きずり廻され騙されて、結局自分で賠償せざるを得なくなる。自分で賠償出來なければ、新たにまた一人糧長に任じられ親戚の者も連坐する。こうして毎年罪も無いのに官衙に監禁され鞭打たれて死ぬ者が幾んど百人もいる。最近糧長が一區に十人以上置かれるような場合もあるが、徴收される税糧はかえて少ない。科歛誅求のみ増えて毎年一縣で百戸もの人がその害を被っている」と述べている。^⑨また江西でも軍人になつても糧長にやなるなど巷で謠われたという。^⑩

尤もかかる糧長役の弊害は全く見捨てられたのではなく、國初の舊規を遵守すべきことが説かれたり、^⑪資産の多寡に

よつて糧長に當るべき者に資格制限を設けたり、^⑫收納を戸部の直轄に移すとか、官豪大戸層に自ら糧長役に當らせる等々、^⑬數々の改革が試みられるが、しかし結局明末に至るまで糧長役の抜本改正は實現しなかつた。^⑭

しかし糧長が催辦の責任を負うとはいへ、實際の徴税には里長も片棒を擔がされた。^⑮従つて糧長がなめたと同様の苦しみを、というよりはむしろ下に居るからそれ以上の苦しみを、該年の里長甲首役に當る者達は味わわねばならなかつた。錢薇によれば里甲役の毛嫌いされた有様を「どんなことをしてでも里甲役を避けようとし、萬死に一生を得たといひ、白刃を踏んでも逃げ出そうとする。しかし誰かが就役せねばならないから、遂には投票で決められることになつた」と述べている。^⑯また何良俊によれば、松江ではあまり里役が激しいので、一甲の人が皆、總出で里長役に當つたと述べている。^⑰かかる糧長や里長甲首役の問題點を指摘した史料は、『天下郡國利病書』や地方志を始め、この時期の私文集には無数の事例があるので、ここには列挙しない。とはいつてもいつつも催辦に當る糧長や該年里長達が虚糧の穴埋めをしてばかりいたのではない。顧鼎臣も指

摘していたようにまず糧長は鄉村に下って追徴するのであり、大部分はこの追徴によって賄われた。つまり虚糧の賠償の責を擔わされた糧長も、結局はその包賠分を貧小民に轉嫁していたというのが實情である。^⑭すると官豪大戸層の納税忌避の弊害は様々に屈折しながらも、やがて最下層の貧小民を苦しめたのである。錢學孔によれば「蘇州・松江等では豪猾の侵欠が多く、事が發覺して追徴賠償するには監禁とか變産とか名づけて平民を騙して押し着けている」という。^⑮また許讚も、小民の包賠が正規の税糧の十倍にも達していると指摘している。^⑯

ところでここに問題にせねばならないのは、虚糧の責任を轉嫁されて追徴包賠の苦しみにあえぐ小民とは具體的にいかなる階層の者達を指すかということだろう。顧鼎臣によれば士大夫達が私租はまんまと取りながら、しかも田糧の包賠分を小民に押しつけて賠償させていることを重ねて指摘している。^⑰しかしこの小民が私租を取られた上にまだ地主の脱税分までをも供出させられる佃戸層のことを指すかどうか明らかでない。ところがここに佃戸自身が税糧を納めていた事實を紹介しよう。嘉靖四十三年應天巡撫周如

斗の指示で常州府下各縣に下された傳達によれば、「收租の時、税糧管督官は倉場に行つて佃戸を調べる。濕つた米を受取つた場合には佃戸を罰する。またわざと多く徵税した場合には徵税責任者を罰する。そして佃戸が納税を怠つた場合には官が自ら追徴し、徵税人たる收戸はこれに關與させない。こうすれば徵税人が包賠に苦しまなくなり、また税糧の缺如する虞れもなくなるだろう」と述べている。^⑱

これは營田に關する記事で一般の民田と同等に論じられないが、しかし糧長里長等の徵税責任者によって、佃戸への追徴が一般に行われていたことを十分に予想させるに足る記事である。また嘉靖三十七年浙江省嚴州府淳安縣の知縣になった海瑞は翌年丈量を實施するに當つて、まず本縣の實態を調査している。^⑲その中の一箇條に虚糧と承佃情況とに關する詳細な記述があるが、これをまとめれば次の第一表・第二表が得られる。

第二十八都三圖に住む余定夫以下の各佃戸が何處にどれだけの地積の承佃地を持ち、その上租銀が毎年いくら納められていたかが第一表より判る。また第二表と併せてみれば、地目ごとに毎年の上租銀額に差違が見られ、潭塘地が

第一表 嘉靖三十七年浙江省嚴州府淳安縣 承佃情況表

住所	氏名	承佃所在地	面積(單位)	年上租銀(單位錢)	每畝租銀(單位錢)
二八都三圖	余定夫	承佃鬼神壇地	〇・八三	二	二・四一
坊一圖	潤	承佃新建操場地	一八・二	八	〇・四四
二一都四圖	趙時化	承佃申明亭基	〇・四五	一・五	三・三三
二五都一圖	諸葛仁	承佃山川壇地	二・一	七	三・三三
三四都一圖	袁浩	認土名徐家港地	一・二	四・二	三・五
休寧縣	戴顯中	認分司前東首空房一所三間		六	
一八都三圖	吳德乾	認憲司後社地	四・二七	一・三	三・一二
一九都一圖	方五	認三三都鬼神壇基	〇・三三	一	三・〇三
三三圖	鄭喬佑	認本都鬼神壇地	〇・四	一・五	三・七五
蘭溪縣	包寬六	認分司前西首官屋一所		九	
一四都二圖	惟諧	認召石潭	(七・一)	五	
二都一圖	汪珂	認鬼神壇基	〇・四	二	五・〇
三三都一圖	方性夫	認東旻潭	(五七・一)	四〇	
三四都一圖	方性夫	認縣前潭	(二〇〇)	一四〇	
二八都三圖	齊神保	認本圖桑園地	一	二・三	二・三
二八都三圖	里遜	認本圖半山潭塘	一〇	七	〇・七
二八都三圖	齊廷愛	認一五都何嘉謨入官山	二	三	一・五
三三都四圖	趙乘	認青溪樓基	〇・五	五	
三三都三圖	胡德新	認本圖申明亭地	〇・四	五	〇
二四都一圖	方化育	認鬼神壇地	〇・五	一・二	三
二四都一圖	宋元本	認絕戶邵志榮入官山	三	一・五	〇・五
一九都七一	方天高	認土名葛浦坪地	七	一・三九	〇・一九

住所	氏名	承佃所在地	面積(單位)	年上租銀(單位錢)	每畝租銀(單位錢)
坊二圖	洪鎮	認本圖鬼神壇地	二・三	二・六	一・一三
應价	佃種浮橋田		二七・〇五	九六・八七	三・五二
余容	佃種浮橋田		一・七二	四・三	二・五
朱梓	佃種浮橋田		九・一	三〇	三・三
余祀	佃種浮橋田		一	三・五	三・五

(カッコを施したものは第二表より逆算した)

第二表 地目別上租率表

地目	每畝上租銀(單位錢)
田	三・三一
地	二・一三
墳基	三・九八
山	三・一三
塘	一・〇〇
房屋所	〇・七
	二・〇

(第一表より作成)

每畝七分で最も低額地代であり、田や地が每畝三錢強で最も高額になっている。また承田地積數を見れば一畝以下の零細地片を承佃する者から、數十畝乃至二百畝にも上る大土地をまとめて承佃している者のあったことも判る。そしてこれらの上租銀額を虚糧額と相殺させ、なお九十兩ばかりが虚糧として残ることが後文に指摘されている。従って佃戸が直接納税させられていたことがほぼ確實となったばかりでなく、「富豪は三四百畝の土地を持ちながら全く納税せず、貧者は一粒の米をも我が物には出來ずに、虚しく百畝の税を出さされている」と同

じ記事で海瑞が指摘するような事實をも考え合わせれば、^②先程來述べて來た虚糧追徴の客體である貧小民・小民・平民等と呼ばれる者達が、具體的には佃戸層を指す場合が多かったと見做し得る。

ところがこの第一表に掲げた承田地を詳しく調べると、鬼神壇・申明亭・山川壇・憲司後社地・官山等々のように、それらが官田形態をとっていたと考えられる土地が多く含まれていて、若しこれらが官田地の納租情況を調査したのなら、佃戸への追徴の可能性もまた薄らぐのであるが、しかしその場合にも尙かつ事實上佃戸までもが追徴の対象になったと考えざるを得ない論據として次の二點を指摘しよう。

第一點は『日知録』に吳中の地では農民の九割までが佃戸であったといひ、^③また浙江「寧波府志」にも、東錢湖周邊の小民はおおむね佃種を行うと述べているように、^④當時の江南地方においては地主經營が廣く定着していたにも拘らず、これらの佃戸が完全に小作のみを專業としたのではなく、一方に於いては自己の手作地をも耕作する自小作人である場合があったことである。というのは『嘉靖常熟縣

志』によれば、「富者の所有地は何頃もあるが、その耕作は小民に委託している。一方貧者の所有地は數畝ぐらしかないが、彼らは地主のための耕作をする傍らで、自分の土地を耕している」と述べている。^⑤これが江南地方全般に該當する佃戸の生産形態であるかどうかは不明だが、しかし少くとも蘇州府下の常熟縣では嘉靖期頃までかかる自小作人層の存存が確認出来るのである。そしてかかる自小作人の存在こそは、彼らの自作部分への追徴を餘儀なくさせたであろうと考えられる。

第二にかかる地主經營の廣汎な定着がみられ、尙かつ一方で大地主層の納税忌避が進行している以上、その穴埋め分としての追徴が中小地主層への轉嫁によって賄われることも多かつたであろう。とすればその追徴分を中小地主層が更に彼らの小作人層へ再轉嫁することは容易に起り得た。というのは徐宗魯もかかる佃戸への「重糧追併」の存在を指摘しているからである。^⑥とすればこの場合、先述の追徴客體である小民・貧民等と呼ばれる者が、中小地主をも含めて、彼らの下で直接生産に従事する佃戸層までも指しているものと理解出来るからである。従って以上の二點に

より、佃戸層までもが虚糧を賠償すべき追徴包賠の客體として存在していたことはほぼ確定したといえる。

但し虚糧が佃戸の抗租によって起る場合もあった。嘉靖二十五年徐階が呂光洵に宛てた私信によれば、「松江では近頃地方官が借金催促の禁止令を屢々出したため、刑事問題が発生した。ここに地主佃戸間の信頼關係が相互不信に轉じ、ただたんに私債の利息が取れなくなつたばかりでなく、私租までが納められなくなった。租が取れなければ税は出せない。そこで滞納税が多くなつた」と述べている。^⑩ところでここにいる私債とは、地主層が貧小農民や佃戸層に一時金を貸し與え、それに數倍する利息を取るもので、利息の支拂えない者達が次々に債務奴隸化していったことが、既に成化・弘治年間以來の數々の事例によって知られるから、約一世紀にも涉つて續けられた地主の經營形態に對する地方官の改革の試みがマイナス効果を生じ、その結果、抗租と虚糧を生じさせたものであり、やはり虚糧の基本的原因は佃戸の側にあるのでなく地主の側にあることは明らかであらう。

そしてかかる地主層の納税忌避によって生じた虚糧分の

穴埋めとして、貧小民・佃戸層に對して行われる一方的追徴加税は、その背後に有無をいわせぬ暴力的強制を伴うものであった。唐順之が蘇州知府主儀に宛てた私信によれば、「虚糧が多くなると變産といつて小民に轉嫁するが、しかし實際は脅迫によって奪ひ取るのだ」といつている。^⑪また錢徽も均糧がいかに小民を益するかを述べて、「不均のまま貧戸に追徴すれば拷問されて死ぬ者が何人出るかわからぬ」といつている。^⑫従つたとえ明律に田糧の欺隱を嚴罰に處することをうたつてはいても、地主層の脱税行爲を訴えて出るより以前に、まず理由なき追徴に應じなければ鞭打たれて殺されるかもしれないから、ここに彼ら貧小民佃戸層は追徴に應じたのであるが、何も取られるものがないとなれば妻を賣り子を賣り拂うよりほかに方法がない。

『雲間學目抄』によればこの間の事情を「東南は物資豊かな所ゆえ狙われやすい。上からの誅求は天下りに最小層に轉嫁される。小民は妻子を賣り富家なら絲を賣る。こうして辦濟し終ると地方官はしたり顔に言うのだ。國用も足した。積逋（つまり積り積つた虚糧）も徴收した」と。^⑬これでは貧小民の立つ瀬などあらう筈も無い。彼らの合法的に出

來る唯一の抵抗は農村を逃げ出すことだった。何良俊によれば「松江では正徳の頃既に離農したものが六七割にも達し、彼らは郷官の家人になったり、役にかり出されたり、工商業に糧を求めたり、遊人に化している」と述べている。^⑦

ここに丈量の唱えられるに至る社會的基盤とその構造とがほぼ明確になった。明中期以後の商品生産の發達と銀經濟の普及は官豪地主層の大土地所有を促進し、しかもその土地は國家の徵稅を拒否する傾向にあつたため、國家の稅糧は貧小民殊に佃戸層にまで再轉嫁され、暴力的徵稅が敢行された。そこで直接生産者たる貧小民佃戸層の逃亡が促がされ、流民と化した農民達が集つて騷起することが屢々起つた。従つてかかる社會矛盾を解決すべき便法として摸索された丈量も、先の唐龍や顧鼎臣の上奏に既に見られたごとく、究極的には國家の存亡をも左右しかねない盜賊・農民戰爭の日常化に對する危機意識に根差していたといえる。何故ならかかる丈量論議が嘉靖初年というこの時點で急に政治課題になつたこと自體決して偶然ではなく、正徳年間に山東北直隸と四川そして江西にそれぞれ據點を持ち、十年の長きに涉つてほぼ全國的に影響を與えた一大農民戰

争が徹底的に鎮壓された、まさにその直後にかかる改革が唱えられているからである。従つて丈量等の嘉靖初年以來際立つて展開された種々の歴史的改革とは、畢竟生産の場から今まさに壓殺されようとしつつある直接生産者貧小民佃戸層を、いかにして再生産過程に連れ歸り社會を安定させるかが問われ、その解決策が試行錯誤されたのであると見做さねばならない。但し勿論現實の歴史過程においては、國家にとつてはいかにして稅の滯納をなくしまいたいかにして規定通りの稅役を安定的に取り易くするかということが當面の關心事であり、また地主層にとつては今まで彼らの築いてきた納稅忌避という既得權益を、どこまで確保しまつたどこまで讓歩するかという、それぞれの立場ごとの思惑と問題關心が複雑に錯綜しつつ現實の歴史は展開されたのである。

① 『昭代經濟言』卷三所收の唐龍「均田役疏」に

切照、國初計畝成賦、縣有定額、歲有常征、收糧均而民不稱病。夫何。江西有等巨室、平時置買田產、遇造冊時、賄行里書、有飛灑見在人戶者、名爲活灑、有暗藏逃絕戶內者、名爲死寄、有花分子戶、不落戶限者、名爲鴨零帶管、有留在賣戶、全不過割者、有過割一二、名爲包納者、有全過割者、不落本戶、有推無收、有總無繳、名爲縣掛掬回者、有暗裏京官方面、進士舉人脚色、捏作寄莊者、在冊不過紙上之捏、在戶尤皆空中之影、以致圖

之虛以數十計、都之虛以數百計、縣之虛以數千萬計。逐年派糧編差、無所歸者。俱令小戶陪償、小戶逃絕。令里長、里長逃絕。令糧長、糧長負累之久、亦皆歸於逃且絕而已。由是流移數道、死亡相枕、戶口耗矣。由是鼠狗竊發、劫掠公行、盜賊興矣。由是爭鬪不息、告計日滋、獄訟繁矣。大抵此弊惟江西爲甚。江西惟吉安爲甚、臨江次之。

② 「桂文襄公奏議」「請修復舊制以足國安民疏」(《皇明經世文編》卷一百八十所收)、『明實錄』嘉靖六年十二月發丑に復收)

③ 「顧文康公集」卷一「陳愚見剗穀弊以裨新政疏」(『明實錄』嘉靖九年十月辛未に復收)

至正德間法制大壞。府州縣總書・書手通同貪汚官吏、上下之間關節相通、造作姦弊無所不至。或私雕印信、詐領錢糧、或依訪判筆、套寫花押、或將上司坐派、增減數目、或將府州縣案卷、追改年月、或將有免重復科徵、或將暫徵概作歲派、或總數與撤數不合、或官簿與底簿不同、或將已徵在官支調侵分、或將私收入已、申報民欠、或將官田改作民田、或將肥蕩改作瘦蕩、或將餉糧印賣別區、或將正糧灑派細戶、其泰甚者、(中略)每年糧額虧欠以千萬計、負累概州縣善良人戶、包補日積月久、坐致困窮、姦頑得計、或有田無糧、或不耕而食、新舊要結永享富樂。雖間有聰明老練上司、搜求問發、終莫能得其要領、闔其藩籬、以破其巢穴。其況州縣官員初入仕途、百責所萃、未及三四年、陞遷交代、孰能勾稽釐算、以摘發其姦哉。加以催科不守舊法、撫字不下仁恩、貪暴誅求、豪強兼併。是以民流死亡、拋棄田土、聚有墮盜、誠有如明詔所言者。

- ④ 『明實錄』洪武四年十月丁丑
- ⑤ 『永樂大典』卷二千二百七十七、湖州府三、「吳興續志」
- ⑥ 『明實錄』洪武三十年七月乙亥
- ⑦ 『天啓海鹽縣圖經』卷六
- ⑧ 『萬曆大明會典』卷二十九、徵收、正德元年の條

⑨ 『明實錄』嘉靖九年十月辛未(全文は前注③に引いた文集により得られるが、ここでは『實錄』による)に

一、催徵歲辦錢糧。(中略)近年有司不行比較經催里甲・欠糧人戶、乃將糧長立限杖併願令下鄉追徵。豪強者則大斛倍收、多方索取、所至雞犬爲空。寡弱者被勢家拖延、刁頑欺賴、未免變產賠納。至或舊役侵欠、責償新僉一人通負、株連親屬、每年無辜、死于監禁箠楚者、幾百人矣。

⑩ 『昭代經濟言』卷三「均田役疏」

⑪ 『顧文康公集』卷一「陳愚見剗穀弊以裨新政疏」の「催徵歲辦錢糧」の項。

⑫ 『明實錄』嘉靖十一年九月辛未

⑬ 『明實錄』嘉靖四十一年十月乙卯

⑭ 『明實錄』隆慶元年十月庚寅

⑮ 梁方仲『明代糧長制度』(上海人民出版社、一九六二)

⑯ 『萬曆大明會典』卷二十九、徵收、洪武二十六年の條

⑰ 『海石先生文集』卷十三「復邑令田賦書」

⑱ 『四友齋叢說』卷十三、史九

⑲ 『海瑞集』上册「督撫條約」(二五〇頁)

⑳ 『明實錄』嘉靖十一年正月戊寅に

戶部覆直隸巡按御史錢學孔條奏三事。一、嚴追倍以祛積弊。蘇・松等府錢糧、豪猾侵欠者、動以萬計。事發追賠、百方詭脫名爲監禁、替代居多名爲變產。占格如故。乃當比較、則又騙詐平民、爲害滋甚。

㉑ 『明實錄』嘉靖十一年九月辛未

㉒ 『顧文康公集』卷二「懇乞天恩飭典憲核民命以振舉軍國大計疏」に爲士大夫者、掛名仕籍、受國恩寵、尤宜表率齊民、奉公守法、輸賦稅以給公上。却乃瘠人肥、效尤成風、坐享田租之利、而使無田小民、代其包賠稅糧、任私情而昧天理、雖千犯名義、觸忤鬼神、貽殃禍於子

孫、而莫之顧矣。

② 『隆慶靖江縣志』卷一徭役に

收租之際、管糧官、時至倉場、省視佃戶。自概收戶、管收濕潤糶、則罪佃戶。刁難多收、則責收頭。(中略)至於佃戶拖欠、則官自追徵、而收戶無預焉。則收戶不苦於陪贖、而官米亦無損折之虞矣。

③ 『海瑞集』上册、興革條例、戶屬、「查虛稅」の條(七五頁以下)

④ 『海瑞集』上册、興革條例(八〇頁)

⑤ 『海瑞集』上册、興革條例、戶屬(七三頁)に

富豪享三四百畝之產、而戶無分釐之稅。貧者產無一粒之收、虛出百十畝稅差。

⑥ 『日知錄』卷十「蘇松二府田賦之重」(第四節注⑥、五〇頁參照)

⑦ 『天下郡國利病書』原編第二十二册、「寧波府志」生員丘緒東錢湖

議に

邊湖之小民、奉行佃種。

⑧ 『嘉靖常熟縣志』卷四、食貨志に

民有資力者、占田以頃計、其貧弱者以畝計。富民任小戶以治田。小戶出力爲人以耕、而後治其田。

⑨ 『崇禎松江府志』卷十、徐宗魯「均糧異議辨」に

二十年來、雖金澤鎮田、賤買無主。租雖大減、民不肯仰。此其故何也。蓋因重糧追併、民多逃亡。在 he 區、更可知矣。

⑩ 『世經堂集』卷二十二「復呂沃洲」に

數日前傳聞、江南有旱災。(中略)松之俗、大家有田而不能耕、必以屬佃戶。佃戶欲耕而不足於食、必以仰大家、其情與勢、不啻主僕之相資父兄子弟之相益。(中略)邇年以來、有司數下討債之檄、又重之攤放之刑。於是佃戶震然動其不義不信之心、而大家憐憫焉、懼入於有司之室、昔之所謂相資相益者、始變爲相猜相懼。不惟債不可取償、而租亦多負矣。債不可取償、其始若止於病大家、而不知佃戶無所仰給、則不免於

坐斃。租之多負、有司者莫不欣然、自詫其如剛之政。以爲前無古人而不知租無所入、則稅無所出。債之而久。逾賦日滋、刑辟日衆、則已亦且受其累、起而欲救之、而其習俗、吾已敗壞、而不可猝挽矣。

尙この史料が嘉靖二十五年のものであることは次の二點から保障される。第一にこの地域に大旱害のあったのは嘉靖二十五年である(『道光武進陽湖縣志』卷十、食貨志、蠲恤)。第二に、『世經堂集』でこの史料の直前に「與撫按論均糧」を掲げているが、これは明らかに嘉靖二十五年のものであるからである(第二節注④、二八頁參照)。

⑪ 『皇明條法類纂』卷二十「違禁取利」の項に十數箇條の具體例が擧げられている。

⑫ 『荆川先生文集』卷九「與王北厓郡守」に

僕自生長草萊、備見變產之害、濫及無辜小民、毒痛不忍言。北厓(蘇州知府王儀のこと)仁人也。必將有以處之。重費以懲衆、可也。小民何罪焉。而代爲之償乎。名曰變產、實逼而奪之耳。

⑬ 『海石先生文集』卷十三「與潘司議均賦書」

其不均而復歸貧戶、不知追徵之際、幾人死挺、幾戶破家。

⑭ 『大明律』卷五、戶律「欺隱田租」の條

⑮ 『雲間舉自抄』卷四、記賦役に

大司農猶指東南爲奇貨、日以誅求督撫、督撫日以誅求司牧、司牧者下其令于里役。稍不從命、鞭笞備至。小民則售子鬻妻、罄家蕩產。巨室則賣絲羅穀、剝肉醫瘡。幸國計稍充、當事者豈憚然自爲得計曰。我能爲朝廷足國用矣。我能爲民間驅積蘊矣。我能爲東南征積遺矣。

⑯ 『四友齋叢說』卷十三、史九

⑰ 趙儷生・高昭一「明正德間幾次農民起義的經過和特點」(『中國農民戰爭論文集』新知識出版社、一九五五、上海)、李光塵「明中期劉六・劉七的農民大起義」(『中國農民起義論集』生活讀書新知三聯書店、一九五八、北京)。

二 丈量の展開

(一) 丈量事例表

第三表 丈量事例表

年 代	施行又は立論者 (地位)	實施地 (府名・省名)	可 否	原 因	期 目	的 的	對象地	典 據
正徳 六年 二月 (一五二一)	唐龍	江西	△	飛蝗、虚糧、陪價	均田均役		莊 田	昭代經濟言卷三、皇明大政記、明臣奏議卷十六
正徳 六年 四月 (一五二一)	詔敕	全國	⊗	特權勢侵奪	歸還本主		莊 田	明實錄正徳十六年四月壬寅
正徳 六年 六月 (一五二一)	戶部	順天府(北直隸)	⊗	劉瑾侵占	付本主		草 場	明實錄正徳十六年六月戊子
嘉靖 元年 十月 (一五二二)	李儼(御史)	京營馬匹放牧地	⊗	勢家占據	治罪		草 場	明實錄嘉靖元年十月乙未 「請修復舊制以足國安民疏」(皇明經世文編卷一八〇)、圖書卷九十、明實錄嘉靖二年十月乙丑
嘉靖 元年 (一五二二)	桂塲(知縣) 王佩(御史)	成安縣 (廣平府、北直隸)	○	奸猾飛詭	均糧		均 糧	明書卷六七、明史食貨志譯註(四六四頁)注⑥
嘉靖 初年	鄒守益(縣人)	安福縣 (吉安府、江西)	○	虚糧	田均		均 糧	天下郡國利病書原編第二册廣平府志
嘉靖 初年	夏言(兵科給事中)	廣平府(北直隸)	○	投獻、侵奪	查勘禁革		莊 田	明實錄嘉靖二年二月乙亥
嘉靖 二年 十月 (一五二三)	任本(縣民)	北直隸、山東、河南	⊗	騷擾情弊	停止		莊 田	明實錄嘉靖二年十月乙丑
嘉靖 五年 八月 (一五二四)	龍誥(知府) 高友幾(通都御史) 劉陞(巡按御史)	成安縣 (廣平府、北直隸) 廬州(安徽)	⊗	備荒	均糧		官 田	明實錄嘉靖五年八月丁卯
嘉靖 六年 四月 (一五二七)	顧鼎臣 (春坊左諭德)	東南(江蘇)	△	吏弊、虚糧、包補	無包賠		均 糧	顧文康公集卷一「愚見劉積弊以禪新政疏」、明實錄嘉靖九年十月辛未
嘉靖 六年 十二月 (一五二七)	桂塲(吏部尚書)	江南、北直隸	△	錢糧不均、包納	均糧		均 糧	明實錄嘉靖六年十二月癸丑

そこで嘉靖初年以來張居正の丈量に到るまでの、あらゆる丈量事例を管見の及ぶ限り次に表示して全體的傾向を確認することとしよう。

明後期の丈量に就いて（西村）

嘉靖七年二月 (一五二八)	戸部(桂萼の覆牒)	鎮遠侯地主	⊗	官吏侵冒	入官	草場	明實錄嘉靖七年二月丙午
嘉靖八年五月 (一五二九)	戸部	平陽縣	⊗	投獻			明實錄嘉靖八年五月辛亥
嘉靖八年 (一五二九)	唐時英(知縣)	(温州府、浙江)	○	賦稅不均	歸軍民	莊田	西園園見錄卷三十三、國朝獻徵錄卷六十二「墓志銘」
嘉靖九年一月 (一五三〇)	劉泉 (雲南寶石巡按)	雲南	⊗	投獻、侵占			明實錄嘉靖九年正月庚戌
嘉靖九年四月 (一五三〇)	李承助 (兵部尙書)	順天府(北直隸)	⊗	吏弊、影射侵分	授壇戶耕種	藉田	明實錄嘉靖九年四月癸亥
嘉靖九年十月 (一五三〇)	顧鼎臣 (翰林院學士)	東南(江蘇)	△	飛灑、隱沒	改正欺隱		明實錄嘉靖九年十月戊寅、國書編卷九十、萬曆原江府志卷五賦役志、天下郡國利病書原編第七冊鎮江府均田法
嘉靖九年十月 (一五三〇)	桂萼(大學士)	鎮江府(江蘇)	△	飛灑、隱沒	造魚鱗圖		明實錄嘉靖九年十一月己亥
嘉靖九年十一月 (一五三〇)	郭弘化(御史)	全國	△	田土夫額	杜包賠兼併		明實錄嘉靖九年十一月己亥
嘉靖十年 (一五三一)	梁材(戸部尙書)	全國	×	量田、恐致驚擾	不必丈量、而弊源可究	馬地	明實錄嘉靖十年十一月己亥
嘉靖十年頃 (一五三一)	何塘 (徐瓚(巡撫)	阜城縣 (河間府、北直隸)	⊗	那移	將糧馬地、一概均編		雍正阜城縣志卷十三
嘉靖十一年 (一五三二)	紀誠(知府)	河南	△	飛詭影射、包賠	大地均糧		何栢齋先生文集卷六「均糧私議」皇明經世文編卷一四四、明督撫年表
嘉靖十一年七月 (一五三二)	王廷相 (南京兵部尙書)	西華縣、永城縣 (懷慶府、河南)	○	魏國公占收	計敵均糧	草場	天下郡國利病書原編第十三冊懷慶府志、日知錄集釋卷八「州縣賦稅」の闕若據の注
嘉靖十年(一五三二)	安如山(知州)	南京草場	⊗	魏國公占收	召軍民、管業		明實錄嘉靖十一年七月己巳
嘉靖十三年九月 (一五三四)	劉希龍(監察御史)	裕州 (南陽府、河南)	○	詭寄兼併…… 媚上官、希保薦	因敵準稅		春明夢餘錄卷三十五、明書卷六十七、道光河南通志卷三十四
嘉靖十四年十二月 (一五三五)	簡得(巡撫)	全國	×	欺隱、賠償	不許一概丈量		明實錄嘉靖十三年九月壬午
嘉靖十四年十二月 (一五三五)	詔敕	河南	○	田賦不均……丈量…… 民有來言不便者	田賦、毋得輕變		明實錄嘉靖十四年十二月戊子

年 代	施行又は立論者 (地位)	實施地 (府名、省名)	可否	原 因	目 的	對象地	典 據
嘉靖一五年 (一五三六)	王儀(知府) 李資坤(知縣) 顧鼎臣(禮部尙書)	嘉定縣 (蘇州府、江蘇)	○	欺隱	均糧		天下郡國利病書原編第六册嘉定縣志、 顧文康公集卷二「懇乞天恩飭典憲孫民 命以振軍國大計疏」
嘉靖一六年 (一五三七)	高時(戶科給事中)	應天、山東、湖廣、 河南	×	丈田：委事胥徒、 百端騷害	止丈量之擾		明實錄嘉靖十六年七月癸未
嘉靖一六年 (一五三七)	陳大用(巡按)	保昌縣 (南雄府、廣東)	○	虛糧、賠贖	丈地均糧		明實錄嘉靖十六年七月乙酉
第 二 期							
嘉靖一六年 九月 (一五三七)	顧鼎臣(大學士)	東南(江蘇)	△	吏弊、虛糧	遵奉前旨、 着實舉行		顧文康公集卷二「懇乞天恩飭典憲孫民 命以振軍國大計疏」、明實錄嘉靖十 六年九月戊戌
嘉靖一七年 (一五三八)	陳九思(庠生) 歐陽鐸(巡撫)	高淳縣 (江寧府、江蘇)	○	虛糧	官民一則		天下郡國利病書原編第八册高淳縣志
嘉靖一七年 (一五三八)	呂光洵(知縣)	溧陽縣 (江寧府、江蘇)	○		官民一則		天下郡國利病書原編第八册溧陽縣志
嘉靖一七年 五月 (一五三八)	許讚(吏部尙書)	全國	⊗	清田糧	不許無故丈量	告發地	明實錄嘉靖十七年五月甲戌
嘉靖一八年 六月 (一五三八)	歐陽鐸(巡撫) 陳惠篤(巡按)	東南諸州縣(江蘇)	○		清出隱蔽		明實錄嘉靖十八年六月己未
嘉靖二十年 (一三四一)	沈鍊(知縣)	溧陽縣 (江寧府、江蘇)	⊗		覆量		天下郡國利病書原編第八册溧陽縣志
嘉靖二十年 (一三四一)	詔收	全國	×	吏弊、那移、 詭寄、 虛糧、包賠	照畝撥補 致丈量之議、 深爲民害	馬地	皇朝馬政紀卷二 明實錄嘉靖二十年四月丙子
嘉靖二十二年 (一五四四)	宋賢	新昌縣 (紹興府、浙江)	○		均糧		萬曆新昌縣志卷九名宦志
嘉靖二十二年 (一五四四)	黎襄勳(知縣)	如皋縣 (揚州府、江蘇)	○		均糧		嘉靖如皋縣志卷三貢賦
嘉靖二十三年 (一五四四)	陳浩(民人) 胡民表(知州)	高郵州(江蘇)	○		均糧		萬曆高郵州志卷三稅糧
嘉靖二十四年 (一五四五)	謝明德(知縣)	平和縣 (漳州府、福建)	×	一田三主	無蠶食之憂		天下郡國利病書原編第十六册平和縣志、 萬曆漳州府志卷二十八秩官志

嘉靖二十四年 七月 (一五四五)	詔救	全國	○	畿寄、飛渡、移近、田糧不均	不許一概丈量	告發地	明實錄嘉靖二十四年七月壬戌
嘉靖二十五年 (一五四六)	徐階	松江府(江蘇)	△	均糧、不可行	督同里甲、逐一查理		世經堂集卷二十二「與撫按論均糧」
嘉靖二十五年庚 (一五四六)	徐宗魯	松江府(江蘇)	△	那移	均糧		崇禎松江府志卷十、田賦三、「均糧異議辨」
嘉靖二十六年 (一五四七)	趙瀛(知府)	嘉興府(浙江)	○	吏弊、詭酒、荒糧	高下爲三等		日知錄卷十「蘇松二府田賦之重」
嘉靖二十六年 (一五四七)	錢徽	海鹽縣 (嘉興府、浙江)	×	吏弊、詭酒、荒糧	自首免罪		海石先生文集卷十「均糧續議」
嘉靖二十七年 (一五四八)	石仲義(經歷) 彭黯(巡撫)	滕縣 (兗州府、山東)	○	虛賠	計畝均分		天下郡國利病書原編第十五册滕縣志、明督撫年表
嘉靖三十一年 (一五五二)	劉起宗(知府)	寧國府(安徽)	○	虛賠	官民一則		天下郡國利病書原編第九册寧國府志
嘉靖三十一年 (一五五二)	王其勤(知縣)	無錫縣 (常州府、江蘇)	○	虛賠	官民一則		萬曆常州府志卷四錢穀
嘉靖三十年代 (一五五一)五八	張光前(知縣)	安肅縣 (保定府、北直隸)	○	隱地	均糧、均役		民國徐水縣新志卷十二、谷光隆「明代馬政の一考察」(奈良女子大學研究年報十三號、二二頁)
嘉靖三十八年 (一五五九)	海瑞(知縣)	淳安縣 (徽州府、浙江)	○	有田無稅、 無田重差	均平賦役	草場	海瑞集上册「量田申文」、「量田則例」
嘉靖三十八年十一月 (一五五九)	殷學(巡撫) 梁汝魁(巡按)	陝西	○	有田無稅、 無田重差	清出牧場		明實錄嘉靖三十八年十二月辛丑
嘉靖三十九年 (一五六〇)	張洵(知州)	景州 (河間府、北直隸)	○	奉例丈量	一切賦稅、 悉稽于地		萬曆景州志卷三版籍
嘉靖四十年 (一五六一)	劉芳(縣丞) 張繼(巡撫)	滕縣 (兗州府、山東)	○	奉例丈量	重大		明實錄嘉靖四十一年十月癸亥、天下郡國利病書原編第十五册滕縣志
嘉靖四十二年 (一五六二)	林某(通判)	上虞縣 (紹興府、浙江)	○	奉例丈量	重大		天下郡國利病書原編第十二册上虞縣
嘉靖四十二年 (一五六三)	郁言(知縣)	宜興縣 (常州府、江蘇)	○	奉例丈量	官民一則		萬曆常州府志卷四錢穀
嘉靖四十三年 (一五六四)	王叔果(知縣)	靖江縣 (常州府、江蘇)	○	包陪	清查沙田	沙田	隆慶靖江縣志卷一、田賦、徭役、萬曆常州府志卷四錢穀
嘉靖四十四年 十月 (一五六五)	胡惟新(巡按)	宣府、大同(山西)	○	奸豪欺隱拖欠	履畝定稅	屯地	明實錄嘉靖四十四年十月壬申

年 代	施行又は立論者 (地位)	實施地 (府名・省名)	可否	原 因	目 的	對象地	典 據
嘉靖四五年 九月 (一五六六)	蔡幾(知縣)	望江縣 (安徽府、安徽)	○	荒種、包賠	以準輸納		萬曆望江縣志卷七藝文志「蔡侯丈田均賦記」
隆慶 元年十月 (一五六七)	董堯封(巡按)	蘇州、松江、常州、 鎮江(江蘇)	○	諭寄、花分	均官民輕重		明實錄隆慶元年十月庚寅
隆慶 元年十一月 (一五六七)	許天贈(知縣)	海寧縣 (杭州府、浙江)	○	承徵丈量	均糧		萬曆杭州府志卷七國朝事紀下
隆慶 二年 四月 (一五六八)	張內濫(生員) 林潤(巡撫)	東南、松江府 (江蘇)	○	已經丈量、止按册 清理松江等府 未經丈量者、已屬 良有司	均糧		明實錄隆慶二年四月己酉、天下郡國利病書原編第六册、雲間學自抄卷四「記賦役」
隆慶 三年 (一五六七)	鄉元韶(按察僉事)	松江府(江蘇)	○	侵占、課虛	均牽斗則	馬地	萬曆上海縣志卷三、田糧
隆慶 三年一月 (一五六七)	劉繼文 (戶科右給事中)	全國	⊗	影射、欺隱	許以自首	莊田	明實錄隆慶三年二月辛巳
隆慶 三年 二月 (一五六九)	劉世晉	上元縣 (江寧府、江蘇)	○	虛田之稅	官民一則、條編		天下郡國利病書原編第八册上元縣志
隆慶 三年 (一五六九)	海瑞(巡撫)	靖江縣 (常州府、江蘇)	○	陪戚	均地利、清國稅		隆慶靖江縣志卷一、田賦
隆慶 三年 (一五六九)	張秉鐸(知縣)	溧陽縣 (江寧府、江蘇)	○	虛米	每畝田多丈壹分		天下郡國利病書原編第八册溧陽縣志
隆慶 四年 (一五七〇)	鄉學柱(知縣)	高淳縣 (江寧府、江蘇)	○	虛米	官民一則		天下郡國利病書原編第八册高淳縣志
隆慶 四年 五月 (一五七〇)	陳均(邑民) 郎東(知府)	陝西	⊗	豪強侵占	杜爭端	收地	明實錄隆慶四年五月己丑
隆慶 四年 六月 (一五七〇)	楊相(巡按)		×	豪強侵占	均丈土田 無竇髮之效		明實錄隆慶四年六月壬寅
隆慶 六年 (一五七二)	賈三正 (吏科給事中)	長泰縣 (漳州府、福建)	○	一田三主	官民一則		萬曆漳州府志卷二十三、長泰縣、土田
隆慶 六年 (一五七二)	康誥(知州)	和州(安徽)	○	兼併欺隱	查照江南事例、均糧		天下郡國利病書原編第八册和州志
隆慶 六年 五月 (一五七二)	郭應聘(巡撫)	灌陽縣 (全州府、廣西)	○	徭寇殘破、 居民流徙	軍除承種、 復里額		明實錄隆慶六年五月丁亥

隆慶 六年七月 (一五七二)	詔敕	全國	○	大地均糧、 本爲良法	不許妄行丈量	屯田	明實錄隆慶六年七月辛亥
萬曆 元年四月 (一五七三)	劉鉉(兵科給事中)	寧夏(陝西)	△	姦豪隱占	委官逐一丈勘	屯田	明實錄萬曆元年四月乙卯
萬曆 元年 (一五七三)	杜公濟(知縣) 傅希發(巡撫)	滕縣 (兗州府、山東) 諸城縣 (青州府、山東)	○	微知縣再丈	復石經歷之舊	莊田	天下郡國利病書原編第十五册滕縣志
萬曆 二年七月 (一五七三)	廖逢節(巡撫)	甘涼鎮(甘肅)	○	欺隱	畝以三百六十步	莊田	天下郡國利病書原編第十六册諸城縣志
萬曆 三年十一月 (一五七五)	光懋 (戶科都給事中)	四川	⊗	欲復屯田	足額	屯田	明實錄萬曆二年七月己亥
萬曆 三年十一月 (一五七五)	曾省吾	固原鎮(陝西)	○	蕩平都登	視舊額：分別 丈出贖田： 撥給軍民	屯田	明實錄萬曆三年十二月庚午
萬曆 四年一月 (一五七六)	石茂華(督撫)	崑山縣、嘉定縣 (蘇州府、江蘇)	○	自萬曆四年： 招數徵納	除民害、以清國計	新漲田	明實錄萬曆四年二月庚寅
萬曆 六年六月 (一五七八)	林應訓(巡按)	仁和縣 (杭州府、浙江)	⊗	承徵丈量	均其稅糧	新漲田	明實錄萬曆六年六月辛巳
萬曆 六年十一月 (一五七八)	徐斌(巡撫)	福建	○	田糧不均	除民害、以清國計	新漲田	明實錄萬曆六年十一月乙亥
萬曆 七年 (一五七九)	耿定向(巡撫)	江浦縣 (江寧府、江蘇)	○		均其稅糧	新漲田	萬曆江浦縣志卷一、縣紀
萬曆 七年 (一五七九)		常山縣 (衢州府、浙江)	○		踏勘畫圖帖	新漲田	萬曆常山縣志卷三、水利
萬曆 七年 (一五七九)		高州府(廣東)	○	奉旨清丈	給民開墾、 納租充餉	新漲田	萬曆高州府志卷三、食貨
萬曆 七年三月 (一五七九)	胡執禮(巡撫)	丹徒縣 (鎮江府、江蘇)	○	豪右侵奪	應給正數	莊田	明實錄萬曆七年三月壬子
萬曆 七年六月 (一五七九)		南直隸、北直隸、 山東、陝西	○	脫漏詭借	逐一從公查勘	莊田	明實錄萬曆七年六月辛卯
萬曆 八年八月 (一五八〇)	戶部	全國	⊗	招撫開墾文冊、 多係虛數		荒地	明實錄萬曆八年八月戊戌

第

三

期

年 代	施行又は立論者 (地位)	實施地 (府名・省名)	可否	原 因	目 的	對象地	典 據
萬曆 八年 九月 (一五八〇)	勞堪(巡撫)	福建	○	清丈田糧事竣	刊定成書、 造入黃冊		明實錄萬曆八年九月庚辰
萬曆 八年十一月 (一五八〇)	詔敕	全國	○	張居正の丈量	令各省直、 清丈田糧		明實錄萬曆八年十一月乙亥

成香欄の○印は一縣以上での丈量例、×印は局地に限定された丈量例、△印は丈量に關する議論、×印は禁止例又は止めろという意見をそれぞれ示す。尚、明代には省という行政區劃はなく、また安徽と江蘇とは共に南直隸に屬していたが、いま便宜的にこれらを分けた。年代の判定出来ないものは本表から除外した。

第三表の成香欄に注目すると、一般的に前半に×印が多
く、後半になる程○印が増えていくことに氣付く。そこで
丈量の展開を三つの時期に劃することとする。第一期は正
徳十六年から嘉靖十六年までとし、第二期はその後隆慶六
年までとし、第三期はその後萬曆八年までとする。

(二) 試行錯誤期

第一期は先の武宗皇帝時代の政治的亂脈に對する反省か
ら始まる。世宗皇帝が即位して間もない頃の詔敕に、近頃
莊田が亂れていることを指摘して、權勢を恃んで侵略した
ものは本の持ち主に還させ、黑白付け難いものは時價で買
い取らそうとしている。^① また正徳期以來皇莊への投獻が多
く、人民がこれに苦しんでいるとの給事中蘊某の上奏に對
する戸部の覆奏でも、本主に還させることが確認される。^②

また嘉靖二年の夏言の上奏や、同九年の雲南の事例でも、
今後莊田への投獻を認めないことが確認されている。^③

一方かかる侵略は牧馬草場に對しても盛んに行われた。
劉瑾の犯した草場については四至に境界を決め、元の持ち
主に納税させようとしている。^④ また魏國公の侵略した南京
牧馬草場についても、新たに軍戸が民戸かいずれかの人に
耕やさせて税を取り、買馬の費用に充てようとしている。^⑤

ところでこれら莊田や牧馬草場に對する丈量で共通して
言えることは、不正に獲得された所有地に對し、國家の強
權を發動して現状を是正しようとするものであったが、實
際どれ程の効果が上げられたかは明らかでなく、むしろ莊
田問題は張居正文量の當時まで改正されなかった。^⑥

そしてかかる莊田や草場等の對象地を限定した丈量では

なく、その地方一般に廣く見られる弊害を指摘し、その抜本改正を目差さんがために、對象地を限定しない一般的丈量の要請が今一方で廣く展開されていることに氣付く。

最も早く稱えられたのは前節の冒頭に紹介した正徳十六年江西省吉安府に於ける唐龍の均田役疏であり、虚糧包賠の打開策として「知州知縣等の地方長官に管内の田糧の詭寄情況を調査させ、弊害の大きいものについては丈量するが、軽いものは書類上の整理だけで済ませる。そして土地の肥沃度に見合った税糧科則の割り付けをやり直そう」と述べている^⑧。吉安府安福縣においては、嘉靖初年縣人郷守益なる者によって實際丈量が行なわれた^⑨。

次いで北直隸廣平府成安縣において、嘉靖元年當時知縣だった桂萼によって丈量が説かれた。「廣畝の社地と小畝の屯地とを同じ量り方で丈量してその科差を均しくした。するとそれはすぐ廣平府全體に廣まり、その後華北全域での丈量のモデルケースになった」という^⑩。事實『天下郡國利病書』によれば嘉靖初年廣平府で丈量が行われたことが判る^⑪。

次いで嘉靖十年代に河南で屢々丈量が行なわれた。何塘

によればここでも胥吏の關わる那移影射等の地主層の脱税により、追徴包賠の苦しみが人民に轉嫁されていたのが原因であるが、丈量に當っては上田と下田とを區別することが強調された^⑫。従って嘉靖十一年懷慶府の西華・永城の兩縣で行なわれた丈量では、税糧割り付けに當り、増すべきは増し減すべきは減じて劃一的な法を立てたという^⑬。また南陽府裕州に於いても嘉靖十四年までには丈量が行なわれたことが判る^⑭。そしてこれら河南の例に倣って廣東の南雄府保昌縣でも嘉靖十六年に丈地均糧が行なわれた^⑮。

また江蘇省のいわゆる東南地方でも早く嘉靖六年に顧鼎臣と桂萼によって丈量の必要が説かれたことは前節冒頭に紹介した。三年後の嘉靖九年に顧鼎臣が二度目の奏請を行なったのに對して一應舉行することが認められた^⑯。その直後再び桂萼により、丈量するからには魚鱗圖を造り直さねばならぬとの追加意見が出される^⑰。ところが許可が下り巡撫から所屬の府州縣に通達が行き渡っていないながら、その後しばらくは全く丈量が行なわれなかった^⑱。そして禮部尙書顧鼎臣・蘇州知府王儀・嘉定縣知縣李資坤の緊密な協力の下に嘉靖十五年になって始めて蘇州府下嘉定縣で丈量が實

施されたのである。^①

ところでこれら第一期の一般的丈量例に就いて注目せねばならないのは、たとえ丈量が實施されても誰か不便を稱える者が出るとすぐに禁止されてしまったことである。即ち先の成安縣での丈量では縣民の任本なる者が騒々しくて弊害があることを理由に丈量の停止を願ひ出たのに對し翌年にはそれが許可されている。^② また嘉靖六年の桂萼の奏請に對する戶部の覆奏では、彼の意に反して牧馬草場についてだけ丈量を許可している。^③ また河南の丈量でも民の不便を言う者があるとの理由で、嘉靖十四年には輕々しく田賦を變えることが禁じられた。^④ そして嘉靖十六年七月戶科給事中高時により江蘇や河南等全國で展開されつつある丈量につき、「丈田の名目を假りても結局は事を胥吏に委ねなければならず、あらゆる弊害が生じているから、この際丈量を止めよう」との意見が出された。^⑤ ここに一旦丈量は全面的に禁止されたものと見做さねばならない。

それではここに不便を唱えた人民とは一體誰のことか。前節冒頭の願鼎臣や桂萼の言葉にも見え、また海瑞も「富家は均田を願わないから、丈量の適任者がいないことなど

何かと口實を設けて丈量させない」といい、^⑥ また徐宗魯も「丈量や均糧は國家にも人民にも彼立つ方策だが、大家はそれを願わず、屢々異議を申し立ててこの良き計劃を妨害しようとしている」と述べ、^⑦ また錢徽も「均糧をめぐって、郷里出身の士大夫が口では恩着せがましいことを言いながら、實際は上司に働きかけて、何としてでも均糧を阻止しようとしている」と述べている。^⑧ 従って丈量を禁じようと積極的に劃策したのが、官豪大戸と總稱される大地主層であつたことは疑いない。その結果この時期の國家の丈量に對する姿勢も、嘉靖九年戶部尙書梁材が明確に述べているように、「田土を量れば世間が騒ぐ。しかるべき人材を得て、調査方法に工夫を加えさえすれば、必ずしも丈量までしなくとも、弊害の根源を突き止めることは可能な筈だ」というのが偽らざる本音であつたといえよう。^⑨

またこの第一期の丈量で注意しておかねばならない事柄が今一つある。それは丈量の目的をたんに吏弊・虚糧・包賠をなくすることに置くものから、そのためには書類上の整理だけでもよいとするものや、魚鱗圖の再造までせねばならぬとするものもあり、一方更に進んで税糧の科則を動

して税の割り付けをやり直さねばならぬとするものもある。その際にも等級を無くせというものと、等級をこそ設けねばならぬという意見も出ていた。つまりその土地ごとの實情に見合った方法が、色々取り沙汰され劃一的な丈量プランの無いままに種々の摸索が行われていたことが確認出来るのである。

(三) 均 糧 期

第二期は江蘇から始まる。先の蘇州知府王儀の行った丈量が成功しつつあった時、「田野の者達はこれを聞いて大いに喜び、また四方に流遇した窮民達も連れ立って農業に復帰しつつあった。ところが官豪大戸層は例によって胥吏と結託し民田を買い占めて税糧を納めず、その上あらゆる誹謗と中傷を言いふらして丈量を妨害した」。その結果先述の如く「丈量は中絶し、一旦歸業した者達もまた去り行き、怨み苦しみ嘆きの聲が四方に滿ち溢れた」という。そこで嘉靖十六年九月に顧鼎臣が間髪を入れず再度前旨に従って丈量を續行せんことを要請したのである。またこれより少し前、應天巡撫に着任した歐陽鐸も税糧改革には積極的姿勢をとり、蘇州知府王儀もまたこれと協力する形で丈

量を續行した。ここで彼等の採用したのがたんに丈量するだけでなく、その丈量結果に基づき税糧を毎畝當り一定額に固定するという「均糧徵一」の併用であった。一體この官田民田の税負擔の劃一化への方向は、既に森正夫氏によって明らかにされたごとく、浙江省湖州府から始められたものであり、その方法は書類上加耗米の操作等によって一則化するもので、必ずしもその前提として土地を量り直すことを含んでいなかった。そしてこの王儀に至って始めて丈量と均糧徵一とが一貫した作業工程として確立され、丈量自體にも確たる目標と方向性が與えられたことになる。^④

この方向性を更に一步進めたのが海瑞であった。隆慶三年應天巡撫として江寧府下で海瑞の行った丈量では、たんに官田民田の税則を一則にしたばかりでなく、同時に役法改革にも丈量結果を活用して一舉に一條鞭法までを實施した。^⑤ところが周知の如く役法改革は税糧改革や丈量とは違って、古く弘治期頃から全國的に展開されていたのであり、嘉靖期頃では徭役科派の基準を、以前の戸等則から田土所有額の多寡のみに移そうというのが時の趨勢であったから、^⑥傅漢臣や吳山そして王儀のように丈量結果を利用して役法

改革を企てる者が多かった^④。また一方一條鞭法自体は必ずしも丈量を前提とせず、浙江の嘉興府海鹽縣や金華府義烏縣で嘉靖四十四年巡撫龐尙鵬の行った十段錦法は事實上一條鞭法と同じものであり、また「上元縣志」にも海瑞のこの條鞭を述べた際、それ以前に既に數省で條編が行われていたと記している^⑤。ところがこの海瑞に至って始めて丈量結果をそのまま一條鞭法に直結させることに成功したのであり、これはその後の丈量の目的と稅役改革の方向を決定づけるものとなった^⑥。

翻って全國的な第二期の丈量經過を眺めて見よう。先の第三表によってこの時期に於ける丈量實施地域を調べると、全國約三十八例中、約半数の十七例が江蘇に集中しており、安徽と浙江とを加えれば實に二十六例となって全國丈量例の三分の二以上の大半を占め、この時期に揚子江下流の江南デルタ地帯で集中的に丈量が實施されたことが確認できる。しかるに周知のごとくこの江南デルタ地帯は當時最も地主經營・寄生地主制の定着していた地域でもあった^⑦。第一期において果敢に丈量に反對を唱え一時は全國的中止にまで追いやった官豪大戸地主層は勿論この時期においても

強く反對してはいるものの、しかし現實に丈地均糧が廣汎に展開されているという事實こそは、均糧後の稅糧科則の決定に際して必ずしも大地主層の一方的損失にはならないというような何らかの了解事項があったのであろうか。

ここに注目せねばならないのが嘉靖二十五年頃に松江府で鬪わされた均糧の是非をめぐる論議である。均糧促進論者の徐宗魯はその論據として、丈地均糧に反對するのは大戸であり、虚糧を無くするためには是非均糧が必要であり、既に蘇州・嘉興・湖州・杭州では均糧に成功しているとの三點を挙げ、また當面の對策として魚鱗圖を活用して丈量を行わねばならぬと述べている^⑧。一方均糧に反對を唱える何良俊や徐階の反對理由は一概に均糧を行えば土地の瘠せた東郷が害を被むる點にあり、當面の對策として徐階は、新規開墾地等の未課稅地への課稅を行ない、綱紀を肅正し、魚鱗圖を活用して丈量すべきことの三項を掲げている^⑨。均糧という點では賛否兩論に分れているが、改革の前提として丈量の必要なことを認めている點では大差ないことに注意すべきであろう。

そこで彼らの論戰中具體的に示された數値によって、若

し均糧が實施された場合、地主の手許に残る餘剩收穫物量が收租額との關連でどのように變化するのかを第四表にまとめた。⁽¹⁴⁾

嘉靖二十五年當時徐階の試算によれば、西郷で最も收租額の少い金澤鎮でも大幅な得をし、東郷でかなり收租額の多い十四・五保でも大損をするのであるから、まして西郷一般ではより一層の増収になり、逆に東郷一般では一層の

減収になる計算であつた。ところが實際隆慶三年に林潤や鄭元韶等によつて強行された丈量後の均糧では、東西兩郷内での毎畝納稅糧の格差が縮められたため、上中下いづれの納稅區に割り當てられても毎畝餘乘收穫物量の變化は少くなつたが、しかし西郷金澤鎮で平均四割の増収になり、東郷十四・五保で平均二割五分の減収になるということは、とりも直さず西郷一般ではもっと増収率が増大し、東郷一

第四表 松江府均糧表

郷	均 糧 以 前				嘉靖25年の均糧試算				隆慶三年均糧後 (1)				
	毎畝收獲糧	毎畝租	毎畝納稅糧	加耗	毎畝剩餘	毎畝收租	毎畝納稅糧	毎畝剩餘	變化率	毎畝收租	毎畝納稅糧	毎畝剩餘	變化率
西	金澤鎮	1石3斗	5斗	1斗	7斗	(1) 1石3斗	(1) 4斗6升	8斗4升	+20%	(1) 1石3斗	(1) 3斗4升5合	9斗5升5合	+36%
郷	一般	1石5斗~1石6斗 2石5斗~3石 ⁽¹⁵⁾	1石3斗~1石8斗 3斗~5斗 ⁽¹⁶⁾	1斗	7斗	1石3斗 ⁽¹⁷⁾	3斗2升 ⁽¹⁸⁾	9斗8升	+40%	3斗	3合	9斗7升	+38%
東	14・15保	7斗	5升	1斗5斗5升	7斗	(1) 4斗6升	2斗4升	—56%	(1) 3斗4升5合	3斗4升5合	3斗5升5合	—36%	
郷	一般	5斗~7斗 7斗~8斗 ⁽¹⁹⁾ 8斗以下 ⁽²⁰⁾	5升~1斗	7斗	7斗	(1) 4斗6升 (1) 3斗2升 (1) 1斗8升	2斗4升 3斗8升 5斗2升	—31%	(1) 7斗	(1) 3斗 (1) 3合 (1) 2斗6升5合	3斗 3合 4斗3升5合	3斗9升7合 4斗3升5合	—28%

本表は余階の『世經堂集』卷二十二「興撫論均糧」を中心として作成した。(A)は『崇禎松江府志』卷十田賦三「特御南湖徐公宗魯均糧異議辨」により、(B)は『雲間學自抄』卷四「記賦役」により、(C)は『四友齋選說』卷十四・史十によつて、それぞれ補足した。

般では逆に減収率が大きくなったことになる。つまり丈地均糧が實施されることにより、陳恆力氏の述べたごとく地主經營が一般的に三割程度の減収になり地主層が一方的に損害を被むる④⑤というようなことは決していえないのであつて、逆に松江府の西郷で實證できたように確實に増収になることもあつた。とすれば、所々に分散した土地片をトータルとして多量に所有する大地主層にとってみれば④⑤、減収部分の土地片と増収部分の土地片とが混在することになるから、損得が相殺されて必ずしも一方的減収にはならなかつたと考えられる。

かかる損得の相殺は松江府のみの特例ではなく、江南一般にかかる現象が起り得たことは次の二點から保障される。第一に毎畝納税額の極端な格差は江南各縣ごとに明初以來あつたから、それが一律化されれば收租額との關連で、均糧以前より減収になる土地片と増収になる土地片とが生じることが各縣とも全く事情が同じであるからだ。第二點は一般に高額納税義務を負わされた官田が民田と一則化されたことと關連する。というのは「上元縣志」に「隆慶中海瑞が應天巡撫になつた時、官田の承佃情況を調べたところ、

承佃者は皆自己の所有地と考えており、民田と變わらなかつた」と述べ、また『日知錄』にも「南京各衙門の管轄する草場では、佃戸が勝手に賃入れや賣買を行つていて、民田と何ら違わない」と記している④⑤。これらの事實は官田民田の佃戸性を強調すれば佃戸の田面權の確立を示すとともに、また均糧による官民田の一則化に先立って、事實關係としては官田の民田化が進行していたことを物語る。ところがその一方で官田という名目を偽つて民田と書き換えさせるための工作が行われたことを示す史料も多く見受けられる④⑤。そしてこれらの事實は霍輶が嘉靖初年松江府の情況を指摘して「およそ重税なのは官田である。いま頑民は官田を掠め取つて自己の所有地とし、逆に瘠せた土地を偽つて官田糧を納めさせている」と述べ、更に嘉靖十年寧波府下で黃仁山の試みた改革で「税糧を留めようとすれば民田を官田と書き換え、税糧を逃れようとすれば官田を民田と書き換える」と指摘している④⑤等々を考え合わせれば、明初以來、官田を承佃する承佃地主の存在が豫測されていたものが、一世紀半以上經過した嘉靖年間ともなると、今や大地主層の所有する個々の土地片の中にも亦官田が多く含まれつつ

あったことを物語る^⑤。ところが均糧によって官田と民田が一則化されることは、一般に高額納税義務のあった官田にとつてみれば、納税額減少つまり官田部分からの實質的増収を歸結することになる。この結果、官田のみを承佃する小農民佃戸層にとつてみれば自作農への傾斜を指すことになるが、承佃大地主層にとつては胥吏と結託して官田を不正に民田と書き改めさせるための手数が省けることにはなつても、決して一方的な不利益にならなかつたことが證明されるだろう。

従つて丈地均糧が行われることによつて、少なくとも均糧過程だけを採り上げてみても、大地主層にとつては必ずしも損失が生じないことが明らかになつたばかりでなく、他方増減すべき種々の土地片を持たない中小地主乃至自作農にとつては、自己の所有地が減收部分に割り當てられ、陳恆力氏の指摘したような深刻な収入減少を結果させることも亦多かつたと考えられる。しかしかかる改革そのものに反映される在地郷村の力關係、つまり改革自體の有する階級關係固定化への指向性は、均糧過程のみを扱えば極めて漠然としか論證できないのであるが、均糧の前提とな

る丈量過程を詳しく分析すれば更に決定的な證明が可能となる。かかる分析を次節に於いてまとめを行なうこととし、今少し時間的経過をたどつておこう。

均糧徴一と一條鞭法とに代表される一連の方向性が示されつつあつたにも拘らず、この第二期に於ける國家の丈量に對する姿勢は第一期と大きく違わない。嘉靖二十年四月、黃册の改造に當つて出された詔敕では、吏弊・詭寄・虛糧・包賠等の諸々の弊害を指摘しながら、「丈量の議は深く民を害している」と述べており、^⑥また嘉靖二十四年七月の詔敕でも一縣一府の田地を一概に丈量して弊害を増してはならぬとし、告發地のみを丈量を許可しようとしている^⑦。この國家の姿勢を反映するかのよう第三表では先の江南地域を除いて、全國的にはまだ局地的限定的丈量が多かつたことが判る。また丈量禁止論がこの時期にはまだまだ多いことも注意せねばならない。殊に嘉靖二十六年の錢徽の意見では、丈量しようとするれば奸人に利用されるだけだとして、その代案として隱田所有者が自首して出れば罪を免れさせるといふ方式が提案されている^⑧。隆慶三年の劉世曾による莊田丈量の方法とはまさにこの自首免罪方式だったのであ

り、^③これでは莊田問題に片の着く筈はなかつた。

また第三表によって第二期までの丈量責任者を一覽すれば、休職中の官吏や、縣人・生員・經歷・縣丞等のように、必ずしも地方政治に全責任のない者達が、丈量に對する意見を述べまた實施に當りもしたことは注意するに價する。

嘉靖六年の顧鼎臣の上奏は休職中の體験見聞によつて行なわれたことが奏議の文末に書かれている。^④また嘉靖初年江西の安福縣では縣人鄒守益が丈量に當り、嘉靖二十三年江蘇の高郵州では民人陳裕が知州と共に、隆慶四年江蘇の高淳縣では邑民陳均が知府と共に丈量を行なつた。また何塘・錢微・何良俊・唐順之・徐階等々は廣く郷紳として扱えられるだろう。また嘉靖十七年江蘇の高淳縣では生員陳九思が巡撫と共に、隆慶二年にも松江で生員張内濫が巡撫等と共に、また嘉靖二十七年山東の滕縣では經歷石仲義が巡撫と共に、そして嘉靖四十一年再び滕縣で縣丞劉芳が巡撫と共に、同年浙江の上虞縣では通判林某がそれぞれ丈量に當っている。そしてたとえ知縣等による丈地均糧が行なわれるにしても、彼等にはかなり廣汎な自由裁量の認められていたことは既に明らかにされている。^⑤ということはこの

時期の改革が地方ごとの下からの意思で行なわれたことを如實に示しているのであろう。

第三期になると國家の姿勢に明らかなる變化が見られる。

神宗皇帝が即位して間もない頃の詔敕によれば、「丈量して稅糧の割り付けをやり直すことは本來良法だ」と述べている。^⑥かかる國家側の姿勢を反映して、第三表にも見られる如く萬曆初年以後も丈量は盛んに行なわれたのであり、またその地域的偏りを見い出すことは出來ずに全國的に普及したといえよう。と同時にこの時期には丈量が中止されたり丈量を止めろという意見が全く見られなくなつていたりことや、また今までとは少し違つて、新たに屯田地や未墾地調査の爲の丈量等が加わつていふという特徴が見られる。ところが神宗即位後といえどもはや張居正は内閣大學士の筆頭の座にあり、獨裁體裁を整えていたことになるから、^⑦むしろこの第三期の丈量は萬曆九年の全國土地丈量の爲の導火線として扱えられるべきであらう。^⑧

① 『明實錄』正德十六年四月壬寅

② 『明實錄』正德十六年四月己卯

③ 『明實錄』正德二年二月乙亥

④ 『明實錄』嘉靖九年正月庚戌

- ⑤ 『明實錄』正徳十六年六月戊子
- ⑥ 『明實錄』嘉靖十一年七月己巳。尙、草場の改革と丈量に就いては谷光隆「明代馬政の一考察」(『奈良女子大學文學部研究年報』第十三號、一九七〇)に詳しい。
- ⑦ 拙稿「張居正の土地丈量(上)」一、丈量の前提(『東洋史研究』第三十卷第一號、一九七二)の項を参照。
- ⑧ 唐龍「均田役疏」(『昭代經濟言』卷三所收)。
- ⑨ 『明書』卷六十七
- ⑩ 『圖書編』卷九十、撰述。尙、鈴木正氏は嘉靖十年代に華北に於いて多くの丈量例が見られるという(『史學雜誌』第六十三編第十二號一九五四)が、具體的には北直隸や河北での丈量を指すだろう。
- ⑪ 『天下郡國利病書』原編第二册「廣平府志」(第三節注60、四一頁参照)
- ⑫ 『何栢齋先生文集』卷六「均糧私議」(『皇明經世文編』卷一百四十四に複製)。
- ⑬ 『天下郡國利病書』原編第十三册「懷慶府志」
- ⑭ 『春明夢餘錄』卷三十五、『明書』卷六十七
- ⑮ 『明實錄』嘉靖十六年七月乙酉
- ⑯ 『頤文康公集』卷一「申末議以裨國計拯民命疏」(『明實錄』嘉靖九年十月辛未に一部複製)。
- ⑰ 『圖書編』卷九十「授時任民附」、『明實錄』嘉靖九年十月戊寅、「天下郡國利病書」原編第七册「鎮江府志」
- ⑱ 『頤文康公集』卷二「懇乞天恩飭典憲拯民命以振舉軍國大計疏」
- ⑲ 『天下郡國利病書』原編第六册「嘉定縣志」。尙、清水泰次「明の世宗朝に於ける蘇州地方の丈量」(『東亞經濟研究』第二十六卷第一號、一九三五)、『明代土地制度史研究』大安書店、一九六八に複製)、森正夫「十六世紀太湖周邊地帯における官田制度の改革(上)(下)」(『東洋史研究』第二十一卷第四號、第二十二卷第一號、一九六三)を参照さ

れたい。

- ⑳ 『明實錄』嘉靖二年十月乙丑に戸部言、近御史王佩奏、行丈量田土。小民不便。據成安縣民任本所奏、委有騷擾情弊。乞行停止。從之。
- ㉑ 『明實錄』嘉靖七年二月丙午
- ㉒ 『明實錄』嘉靖十四年十二月戊子に先是、河南以田賦不均、請行丈量之法。既而民有來言不便者。而朝議亦以爲紛更、成法無益於民。有詔。田賦悉從舊額、毋得輕變。
- ㉓ 『明實錄』嘉靖十六年七月癸未に戶科給事中高時言。頃者應天・山東・湖廣・河南災報屢至。(中略)其喜事紛更者、又假以丈田名色、委非胥徒、百端騷害。然則百姓安得不愁怨、而轉徙也哉。乞敕該部、行各撫按守巡等官、嚴督所屬。(中略)止丈量之擾、庶乎民生安、而和氣應矣。
- ㉔ 『海瑞集』上册「興革條例」虛稅の項(七三頁)に本縣曾行丈量時、以委託不得其人、富家不願均田、得以借口上下未孚、事姑停止。
- ㉕ 『崇禎松江府志』卷十、田賦三、徐宗魯「侍御南湖徐公宗魯均糧異議辨」に夫今丈量均糧之弊、乃足國安民之策。但大家不樂、多立異議、欲阻良圖。
- ㉖ 『海石先生文集』卷十三「與藩司議均賦書」に今本府(嘉興府)議均。(中略)鄉里細民、莫不舉手加額、歡呼滿野。(中略)出鄉士夫、燦碑上司與天地覆育之恩、而士夫爲百計阻撓之。
- ㉗ 『明實錄』嘉靖九年十一月己亥に尙書梁材等言。欲遍量天下田土、恐致驚擾、若官得其人、而查理有方、則不必丈量、而弊源可究。
- ㉘ 『頤文康公集』卷二「懇乞天恩飭典憲拯民命以振舉軍國大計疏」に

近年止有蘇州府知府王儀、不畏強禦、盡心竭力、督率州縣正佐官員、清查坍荒虛實并產去糧存各項。積弊已有端緒、閭閻田野聞之欣欣、若得更生。其流散四方窮民、亦有相率復業者矣。奈何、本府官戶・大戶・姦猾・里書扶同作弊、及計買民田、不收原額稅糧者。切慮、一旦查理明白、不利於己、百般誑誘、以撓其成。遂使蠲殘待盡之氓、望喜而仍憂、逃亡歸業之戶、既來而復去、怨苦愁嘆之聲、徹於四野。

⑳ 『明實錄』嘉靖十六年九月戊戌（その全文は前注㉔の上奏によつて得られる）

㉑ 森正夫「十六世紀太湖周邊地帯における官田制度の改革(上)」(『東洋史研究』第二十一卷第四號、四三五頁以下)。王儀自身「清理田糧錄」なるものを残し、また均糧徴一に成功した各府各縣で作成された「賦役冊」や「經賦冊」と呼ばれる一連の徴稅方法を記した刊行物は、その後近隣の府縣は言うに及ばず、全國的に改革の方向を指すものとなつたと考えられる。

㉒ 『天下郡國利病書』原編第八冊「上元縣志」田賦

㉓ 岩見宏「明の嘉靖前後の賦役改革について」(『東洋史研究』第十卷第五號、一九四九)、山根幸夫「十五・十六世紀中國における賦役勞働制の改革」(『史學雜誌』第六十編第十一號、一九五二)

㉔ 山根幸夫「明代徭役制度の展開」(『東京女子大學學會』一九六六)、小山正明「明代の十段冊について(一)」(『前近代アジアの法と社會』勁草書房、一九六七)、千葉大學文化科學紀要「第十號、一九六八」

㉕ 嘉靖十年に御史傅漢臣が北直隸で實施しようとした一條鞭法は桂陽による嘉靖初年の廣平府における丈量成果を大前提としていた。何故ならこの一條鞭法に反對したのが廣平府知府高汝行であることから明らかであり、また傅漢臣のこの上奏が嘉靖九年の桂陽の丈量要請と密接に関連していたことは既に藤井宏氏により明らかにされている(『創行期の一條鞭法』『北海道大學文學部紀要』第九號、一九六一)

からである。また河南でも嘉靖十一・二年頃に巡撫吳山が前年の懷慶府に於ける丈量成果を踏まえて徭役目を直接丁と地に割り當てている。蘇州でも嘉靖十六年に王儀が丈量と併行して甲申銀・均徭銀を一括して直接丁田に編派している(森正夫「十六世紀太湖周邊地帯における官田制度の改革」前掲)。

㉖ 『天下郡國利病書』原編第二十二冊「海鹽縣志」食貨篇「泛差」、同書同冊「義烏縣志」田賦書

㉗ 『天下郡國利病書』原編第八冊「上元縣志」田賦

㉘ 丈量の方向性ということからいえば、華北に於いて屢々問題となる馬牧地をめぐる、今までのような局地的限定的丈量のみ行うのではなく、豫め全縣の土地を量って稅糧改革を行いつつ、同時に牧馬草場の改革をも併わせ企てるという方向性が、嘉靖三十九年の河間府景州での丈量で打ち出されている。

㉙ 北村敬直「明末清初における地主について」(『歷史學研究』第一四〇號、一九四九)

㉚ 『崇禎松江府』卷十、田賦三、徐宗魯「侍御南湖徐公宗魯均糧異議」辨に

大戶之田、利于不丈不均、此大率人情之私也。(中略)昔蘇・嘉・湖三府、今杭州等郡、皆已均糧。(中略)此法一立、百世永賴、且查出數者之糧、足以充概縣之額、補荒糧之數、而均糧又可輕矣。(中略)若概縣通丈、按田派糧、不勞餘力、豈須此紛紛乎。

㉛ 『世經堂集』卷二十二「興巡按論均糧」に

近聞、郡中爲均糧之舉、百姓驟然病之。(中略)夫今之爲均糧之說者、大率有三。然皆驟聞則可喜、而按其實、則不可行也。僕請先述其說、次辨不可行、而及今之所當行者、以求正於下執事。(中略)蓋松之田糧、其在西鄉、畝自三斗至五斗、而其收糧亦自一石三斗至一石五斗、間有一石七八斗。如金澤鎮者焉。故糧五斗、而租一石三斗者、西鄉之下田

也。其在東郷、畝自一斗至五升、而其收租亦七斗至五斗、間有以花菱代租。如十四五保者焉。故糧五升而租七斗者、東郷之上田也。今姑以西郷之下田言之、租一石三斗、除納正糧五斗・加耗一斗、其贏尙七斗。以東郷之上田言之、租七斗、除納正糧五斗・加耗一斗、其贏不過五斗五升。(中略) 況今之均糧也、上郷畝四斗六升・中郷畝三斗三升・下郷畝一斗八升、併昔之所謂五升者、不復見乎。即其所謂五升者、三倍而取之矣。夫所謂上中下三郷者、其以田之肥瘠・租之多寡、爲等乎、則如前所均、可矣。如其不然、其無乃求以利之、而反以病之。

(中略) 今欲救已往之弊、請令里甲、各疏其存糧之數、籍之於官。遇有新長沙塗之當起者、或開墾蕩田之當升科者、(中略) 即使認納其里甲之存糧、而給帖以付里甲、(中略) 欲救尙存之弊、請於民之起訴者、無撓權勢、無徇請託、無通貨賄、一切斷之以法、使歸原額、當亦漸以復矣。欲救將來之弊、請廣求舊魚鱗圖、擇委賢能官、督同里甲、逐一查理、如一圖爲圩若干、一圩爲田若干、圩內某則田若干、圖其方圓・長短・斜正・廣狹之狀、書其推收・管業姓名・貫籍之詳、藏之郡庫。遇有增減、取而稽焉、一披閱之間、情實立見、則作弊者、庶乎其知警矣。(中略) 僕力學三十餘年、今祿於朝、亦二十三年矣。

徐階は嘉靖二年の進士だから、この書信は嘉靖二十五年頃のものと考えられる。尙、何良俊の説は『四友齋叢説』巻十四、史十によって得られる。

④ 徐階の「與撫按論均糧」は『崇禎松江府志』巻十田賦三にも収録されているが、重要な部分で抜萃があるため『世經堂集』を採用した。また『雲間舉自抄』によつた隆慶三年の均糧の數値は、華定縣と上海縣とで上中下の地區ごとの納稅額が少し異なるため、それぞれ正米數に加耗米を加えたものを、上中下の各地區ごとに平均した數値を算出して採用した。また本表はあくまでも西郷金澤鎮と東郷十四五保に焦點を合わせた場合の試算であつて、これら二郷が改革後、上中下のいつ

れの納稅義務區に割り當てられたか不明であるから、そのいづれの場合にもあてはまるように便宜的に試算したものである。従つて均糧後の改革事項の一つとして、毎畝收租額が上中下いづれの地區に於いても一定になり、松江府全體を通して定額地代が確立したことを示してはいない。

⑫ 陳恆力「田賦制度改革與富豪」(『農書研究』附件四、中華書局、一九五八、同書三百十三頁以下)

⑬ 富崎市定氏は宋代以後の大土地所有形態が零細地片の集合體に濟ぎず、ここに佃戸の土地への緊縛が滅して、地主佃戸關係が契約に基づく單純經濟關係に移行するとともに、また土地所有形態の零細化は地主の側の土地への投機を促したとして、これらを氏の年來の主張である中國に於ける「近世的」な發展段階成立の一指標ともしている(『宋以後の土地所有形態』『東洋史研究』第十二卷第二號、一九六二、『アジア史研究』第四に再録)。これに對して仁井田陸氏は土地所有の形態が集約的か分散的かということとは生産關係とは直接關係の無い問題であり、また地主佃戸關係が單純經濟行爲としての契約關係と認定出來得るためには、その契約事項を保障すべき何らかの社會的擔保が必要であるにも拘わらず、現實には地主の側にだけ契約を無視する自由があることは、とりも直さず地主佃戸關係が對等な人格者間に於ける契約關係ではなく、屢々暴力的な經濟外強制をも餘儀なくさせる不對等人格者間における身分關係でもあり階級關係でもあると説く(『宋代以後を近世とする説について』、『中國法制史研究』奴隸農奴法、第六章第二節、東京大學東洋文化研究所、一九六二、所收)。

⑭ 『天下郡國利病書』原編第八册「上元縣志」に
隆慶中、海公(瑞)巡撫、計以官田承佃於民者日久、各自認爲己業、實與民田無異。

⑮ 『日知錄』卷十「蘇松二府田賦之重」に

至於今日、佃非昔日之佃、而主亦非昔日之主。(中略) 南京各衙門所管草場田地、佃戶亦轉相典賣、不異民田。

④ 『天下郡國利病書』原編第七册「武進縣志」、額賦「嘉靖十八年知府應順の議」にもあり、また第一節注③(一〇頁参照)に紹介した顧鼎臣の奏議にも見えている。

④ 『崇禎松江府志』卷十、田賦三「附尚書漕運宦官縮疏款」に再按、松江府(中略)凡租稅之重、皆官田也。今頑民埋隱官田、以爲己業。轉將瘠田、詭爲官稅。

④ 『天下郡國利病書』原編第二十二册「寧波府志」、田賦書、嘉靖十年知縣黃仁山の議に

欲粟糧、以民田爲官田。欲酒糧、以官田爲民田。

④ 森正夫「明初江南の官田について」(『東洋史研究』第十九卷第四號、一九六一、同書四百四十頁)

④ 第一節で紹介した第一表(六頁)が官田の承佃情況の調査であれば、東吳潭に約五十畝と、縣前潭に約二百畝の承佃地を持つ、淳安縣第三十四都一圖在住の里邊方性夫などは、まさに承佃大地主府の一人であることになるだろう。

④ 官田が一般に高額納稅義務を負わされていたことは、江南の地方志を見れば殆んどどの地域に於いても明らかにあり、また本節前注④によっても判るのであるが、しかしより一層の分析を加えた官田民田の科則の分布表が森正夫氏によって作成されている(『明初江南の官田について』(上)『東洋史研究』第十九卷第三號、一九六〇、同書三三六頁折り込みの別表第一表より第四表)。

④ 『明實錄』嘉靖二十四年四月丙子

④ 『明實錄』嘉靖二十四年七月壬戌に是日須詔天下。詔曰、一、各處軍・民田糧、(中略)將一縣一府田地、不分有無規避、一概均丈、以滋發弊。所在官司不許輕易聽從、以致騷

擾小民。違者從重究治。

④ 『海石先生文集』卷十一「均糧續議」

④ 『明實錄』隆慶三年三月甲寅

④ 『顧文康公集』卷一「陳愚見劄劄弊以禱新政疏」に

自嘉靖元年壬午三月、府君疏乞歸省祭。得旨、馳驛還鄉、仍速返供職。癸未(二年)復請告家居者、幾四年。目擊東南利弊、慨然欲振之。丙戌(五年)冬赴闕。丁亥(六年)即上此疏。

④ 嘉靖期以來の改革で地方官に自由裁量の餘地がかなりあったことは、岩見宏氏を始め多くの役法史家も直接間接に論及していたが、その自由裁量の有様を具體的に映像化したものに森正夫「十六世紀太湖周邊地帯における官田制度の改革」(『東洋史研究』第二十一卷第四號、第二十二卷第一號)がある。

④ 『明實錄』隆慶六年七月辛亥に

詔曰。(中略)丈地均糧本爲良法。

④ 穆宗皇帝なき後、張居正は高拱と共に願命を受けたが、その後宦官馮保と計って高拱を政界から葬り、獨裁體制を整えた(朱東潤『張居正大傳』湖北人民出版社、一九五七)

④ 拙稿「張居正の土地丈量」(『東洋史研究』第三十卷第一號、一九七二)を参照されたい。

三 丈量 過程

前節まで丈量の原因と經過、そしてその結果の一面を追究して来たのであるが、肝心の丈量が具體的にどう行われたかに就いて殆んど言及していません、また研究史的にも論

及したものは全くない。そこで本節に於いて丈量の過程を明確に把えつつ、史的實體により接近することとしよう。

丈量の行なわれる時期と期間とをまず確認しておこう。断片的な史料を合わせて総合的に判断すれば、丈量は冬または春に始められ、せいぜい四ヶ月乃至八ヶ月で終えられた^①。これは少し短かすぎるとも考えられる。そこで丈量の過程をもっとも総合的に述べた願鼎臣の丈量プランによれば、農閑期に里甲と業戸とによって豫備丈量を行ない、その後府州縣官が重ねて丈量し直し、最後に巡撫段階で科則の決定が行なわれるという三段階が踏まれようとしたことが判る^②。そこで各段階に於いて行われる作業を、他の諸例をも参照しながら具體的に述べることにする。

(一) 自 丈

丈量が始められるに當つてまずその縣の地區割りが行なわれる。『萬曆杭州府志』によれば、「全縣三十二都を三段に分け、各段に段長二名をおき、十里ごとに都長一名、每里に圖長一名をおく。これら責任者には殷實・老成・公正な人を選んで當らせ、各段・都・圖の境界を決めさせる」

という^③。また「溧陽縣志」によれば「一縣の土地を東西南北の四區に分けて區老をおき、各區ごとに十里または數十里をまとめて一坂となして坂老をおき、一里または半里を一丘として丘老人を選ぶ。そして區・坂・丘ごとの地形圖の概略をまず畫かせる」と述べている^④。従つて手續きとしてまず地區割りを行つてから、最小單位の丘ごとの丈量が行われたことが判る。

そこで次に丘ごとの自丈の様子を見よう。海瑞によれば、「丈量には公正と算手と弓手とが當るが、彼等は信賴の置ける人でなければならぬ。公正が丈量を總管する。先づ鄰里との境界を定め、田・地・山・水等その土地の大略を一枚の紙にスケッチする。地名を書き入れるには俗名を使う。定められた境界に木椿を深く打ち込み、里名を書く。業戸は四五寸大の木切れに自分の名を書き、その上から油を塗つて、田に挿された小椿に繩でしっかり縛る。他人が悪事を働いても公正と業戸とでその責に任じなければならぬ。流水圖・魚鱗圖に地形を畫くには、複雑過ぎるものは程々にしておいてよい。夜明けに仕事を始め晩に止める。出来たものはその都度集めて花押し、毎日官に送る」と述べて

⑤ いる。また康誥によれば「各里の排年老人に責任を持たせ、田主と佃戸とをして、書手・算手とともに弓を執つて自丈させる。第何坵目にある某戸の田は横何丈・縦何丈だから何畝あることになり、四至には誰の田があるかを標記して、標椿を立てる。その後冊内に書き入れて一ヶ月以内に報告させる」という。⑥ また『萬曆杭州府志』によれば、「まず業戸に自己の所有地を量らせる。田一坵ごとにそれぞれ木片を田中に立て、千字文の號數・業戸名・四至等をその木片上に書き込み、次いで手冊に書寫して送縣する」と述べている。⑦ 従つて自丈段階では木弓を執つて量ることも勿論重要ではあるが、むしろまず境界を明確にして土地所有權の再確認が行われた。その際、境界を明示する木椿は各業戸ごとに自費で賄われた。⑧ またクリークの發達した松江のような所では、界水がそのまま境界に使われることもあった。⑨

ところでこの自丈段階で作成される書類は何だろう。呂光洵によれば「丈量の法は人民に自ら量らせる。各圖ごとに全て冊を作り、里長がまとめて送縣する。これを手實冊という」と述べている。⑩ 康誥によれば、「每里一總圖を作

る。冊首には圖を着ける。冊内には以下の項目を書き込む。某里某都に住む某人は、民田又は官田をどこに持つており、その四至に接する田土が誰のものか、幾らで買ひ取つたものか、承佃したのか相續したのか、そして餘白には田形を畫く。丈量が済めば畝數を下に書き、最後に年月日・四至と佃戸・里老・書手・算手等關係者の姓名とを加える。そして縣官による覆丈をし易くした」と述べている。⑪ これらは清朝康熙年間に黃六鴻が「清丈圖冊」と呼んだものと、その様式が殆んど一致し、丈量に關する最末端の公文書に相當する。⑫ そしてこの丈量冊に佃戸の姓名が登録されたことは注目すべきであるが、これは安徽の和州に於ける特例であらうか。康誥が和州で丈量を行ったのは隆慶六年であるが、その方法を記した「丈田方略十款」の一文には、江南の事例に倣つたと述べている。⑬ では嘉靖十六年以來江南で廣汎に實施された均糧のための丈量でも、一般にかかる丈量冊への佃戸名の登録が行われたであらうか。かかる事實に論及した史料は殆んど殘されてはいない。しかし『靖江縣志』によれば嘉靖四十三年の丈量に際して「四至には必ず人名を書くが、佃戸の姓名まで詳しく書かねばならぬ」

と述べている^⑭。従って自丈段階で丈量冊に佃戸名の登録を行うことが江南一般で廣汎に行われたことはほぼ確實であろう。とすれば自丈段階で生産關係の再確認も亦同時に行われたことになるが、この點は後文でより詳しく論じたい。

ところでせっかく丈量冊が出来たとしても、たとえ目前に行われる知縣の覆丈に役立つとはいへ、若し轉賣が行われたり、流出する戸が生じた場合、たちまちその效力を失う。ここに自丈の際に併せて魚鱗圖の作られねばならない理由がある。桂萼によれば「土地を丈量するには魚鱗圖を作つて始めて弊害も絶てる。田は母であり人は子である。

税糧は母である田土に随わせねばならぬ。土地の所在・四至・業戸等、一縣の有様全てがこれによって判る」と述べている^⑮。そこで魚鱗圖の作成工程を海瑞によれば、「魚鱗圖は日の出日の入りによってまず東西南北を決定する。次に坂内(つまり十里内外)の地形を方角に留意しつつ畫く。こうして大界が定まれば次に田土の形を畫く。従つて曇天の日には弓歩を量り、晴天の日を俟つて方向を定める。流水冊は田地山塘の形を畫く。南にあるものはそのまま、北西東にあるものは紙を轉じて畫く(から、後で添入される圖

中の文字も横向きになる)^⑯。中には弓歩を書き、外には四至

の業戸名を書く。流水と魚鱗とは相互に助け合うもので、流水冊は一號(つまり一坵)内の地形をその形體通りに摸寫するものであり、魚鱗圖はもっぱら四至を決定する。そして魚鱗圖にはその後細數が流水冊から轉寫される」と述べている^⑰。ここに作成された流水魚鱗圖のモデルによれば、

所在地・業戸名・一片の土地の圖形・その弓歩數・四至・地積・收穫糧・豫備評價された納税額の各項目が判るような様式になっていたよう^⑱だ。丈量冊との關係は、丈量後に丈量冊に畫き加えられるものが魚鱗圖であつて、實際には丈量冊と魚鱗圖とが一つの書類として送縣されたと考えられる^⑲。更に趙興治によれば、土地が轉賣された場合にも魚鱗圖には次の持ち主が書き込まれたという^⑳。また魚鱗圖について一つ注意しておかねばならないことは、先に境界決定の際に紹介したように、區・坂・里等の段階でも地形の大略の畫かれた圖が作られており、他方一坵單位の圖も畫かれていたのであるが、その際必ずしも一坵單位の流水魚鱗圖にのみ限定して魚鱗圖という言葉が使われていず、概略圖に對しても魚鱗圖という呼稱が使用されているため、

「魚鱗圖」と稱されるものに數種の様式が出来てしまふのである。^⑧しかし自丈段階で作成され丈量冊に添えられる流水魚鱗圖がもっとも重要視されたろうことは上記の數々の史料によつても明らかである。

以上で丈量の第一段階である自丈の有様がほほ明らかになつた。便宜的丈量責任者たる里老・里長・公正等の在郷村の有力者と、業戸と佃戸とに、土地所有状況を再確認すべく自丈を行わせ、境界を明確にして丈量冊にまとめさせた。その際魚鱗圖が併造されてこそ、丈量結果が保障されることも明らかになつた。と同時に丈量冊に佃戸が登録されることは生産關係の再確認を目差したものと見做さねばならない。するとこの自丈段階とは、土地所有權と生産關係の再編成が在地民間人の申告によつて計られたのだと要約することができるだろう。

(二) 覆 丈

次いで送縣された丈量冊に基づき再調査の意味で知縣が丈量し直す。願鼎臣は知縣が管區の隅々に渉るまで覆丈すべきことを求めていた。^⑨しかしこれには問題があつたよう

き土地にまで及ぼされると弊害を生ずる」といい、その理由として「若し全てを清丈すれば出世を望む地方官の好餌になる」と指摘している。^⑩事實明代に於いても、桂萼や唐時英の場合、知縣になつてすぐに丈量を手掛けており、また劉希龍も保駕目當で地均糧し、上官に媚びる官僚の多いのを嘆いている。^⑪そこで黄六鴻は「まず自首勸告をし、勸告期限が過ぎてから覆丈すべきだ」という。^⑫明清百年の隔りがあるとはいへ、この黄氏の論議は當該歴史段階においても屢々妥當性を有している。何故なら今扱っている明後期の丈量についても、自首免罪という附帶條件が屢々付けられているからである。^⑬そして隆慶三年劉世曾によつて行われた莊田の丈量では、まさにこの勸告のみが行われたことを既に紹介した。

そして自首免罪という條件の有無に拘らず、全面的な覆丈をせずに取捨選擇をして、抽丈で濟せておくことが一般に行なわれていた。錢薇によれば「書類が送縣されると知縣が小舟に乗つてやつて来る。任意の一坵を取つて覆丈する。所在地や畝數が書類とびつたり一致すれば信と爲して賞を與えるが、間違つていたりほほ同じである場合には奸

と爲して處罰する。そして畝数は卽座に改正する」と述べている。また蔡幾によれば「不意に抽丈を行い、少しでも差違があれば、ただちに改正した」と述べている。更に康誥も「知州が各田に至り、随意に間抽して單量した」とい^⑧い、何良俊も「圖本が送縣されてから量り直す^⑨が、但し一坵の概数を量るだけで、必ずしも一々詳細に量るのではない」と述べている。従つて抽丈方式が廣く採用されたことは疑う餘地がない。

ところでたとえ抽丈方式を採るにせよ、海瑞も指摘するよう^⑩にふつう「知縣は畦に腰掛けて指揮するだけで、實際田中に入るのは代理人達であり」また建前からいえば人民の負擔費は紙代と木樁代とだけぐら^⑪いだったであろうが、しかし知縣に隨行する胥吏達の機嫌を損ねるとどんなひどい目に逢わされるか判らない。そこで隨行者の飲食費・供^⑫應費・手数料等全てが人民に割り振りされる。また守候とい^⑬つて順番待ちをさせられたり、その他種々の使い走り^⑭をさせられるので、農作業がまるで手に着かない。ところが一般に丈量の行なわれるこの春先きは、張履祥もい^⑮うように江南地方では「墾田の季節であり、晴れた日に十分な倒

地が行われたか否かで、その年の草の生え方が倍以上違つてくる。一年の計は春にありといわれる」程に農作業の重要な時期にも當つていた。これらの丈量に附隨する種々の負擔と困難とが、前節に紹介したような官豪地主層の丈量妨害の口實になったことはいうまでもない。更に地主層の口實として、丈量結果が縣に持ち歸られ、戸房で集計されて、圖總・區總・縣總が作成される場合胥吏が勝手に伸縮する可能性があつたからでもあるが、しかしこれら口實として利用され得る事柄の殆んど全てが、むしろ逆に官豪地主層に有利な點ばかりであることをも確認しておかねばならない。

そこで地主層の居直りを無くすためでもあろうか、丈量後、業戸による再確認の證文として甘結を取るとい^⑯う手續きが踏まれたようだ。何良俊によれば、「縣で集計が出来る^⑰と業戸を集めて再點檢させる。缺席者があつても、その分をいい加減に報告することは許されぬ。そして納得がい^⑱けば連名で結狀を書く」と述べている。また錢薇によれば「業戸が集まって總計を書き寫すから、田土の多寡は一目瞭然となる」とい^⑲う。更に何塘によれば、「丈量が終ると、

里老を集めて堂で一緒に審べる。審査をパスすれば各田ごとに『面審既定』と肉筆で書かせる」と述べている。^⑭これは

黄六鴻のいう甘結ほどに整備定型化されたものではないが、しかしその作成の動機はやはり後日業戸に何かと口實を興えないようにする點にあったと見做さねばならない。^⑮

そして甘結まで執られた後、ここをやつと願鼎臣のいう成書が印刷されるのである。^⑯この書類は桂芻によれば地主歸戸冊といつて黄冊の別名だともいつているが、同一記事の後文では白冊と呼んでいる。^⑰一般に黄冊以外に歸戸冊や實徵冊・白冊・賦役冊等が作られたことは、韋慶遠氏や森正夫氏によつて既に明らかにされている。^⑱そしてこれらの書類作成に當つて徵稅單位畝數の割り付けが行なわれた。

『萬曆杭州府志』によれば、「量り終えた土地片若干畝ごとに等則を決定する。その際務めて稅糧の原額を失わないようにせねばならぬ」と述べている。^⑲全く同様の原額維持のための措置が北直隸の廣平府に於いても採られている。^⑳

またいわゆる均糧徵一に於いても原額確保が常に配慮されており、^㉑そもそも虚糧を無くすること自體、稅糧額の安定的徵收を目差したものであるから、かかる原額維持という

原則が、均糧や丈量という個々の技術的問題の是非に関わらず、賛否兩論者の共通の關心事になっていたから、改革の一つの基本方針ともなったことは疑う餘地がない。

すると丈量の第二段階では知縣による抽出覆丈も勿論重要ではあったが、しかし虚糧をなくし徵稅を安定化させるための改革が丈量であるからには、むしろ稅糧供出者たる業戸達に、自分はこれだけの所有地に見合うだけの稅糧を取られても文句は言わぬということ、國家權力の媒體たる知縣達に誓約させることの方により大きな意味があったといえるだろう。つまり具體的には黄冊に代る徵稅臺帳としての歸戸實徵文冊を作つて徵稅單位畝數の決定をし、更に甘結を執つて、納稅客體たる業戸を確定することによつて丈量の成果は保障されたといえよう。

縣で作成されたこれら新規徵稅臺帳は、次に府と巡撫に送られる。願鼎臣によれば、「毎年の實徵額と、それらを起運糧にするか存留米にするかの割り振り、加耗米の額數、本色米で取るか折色銀で取るかの處置、更には臨時稅・操り延べ稅・減稅の指示等を行なう。ここに會計が決定すれば、榜文に印刷して城市鄉村に張り出し皆に知らせる」と

述べている。^⑧ この作業を願鼎臣は巡撫の仕事として、一般に縣廳で作成された書類は「司・府」に送ると書かれていることが多いから、かかる會計の決定は府以上の段階で行なわれたと考えられる。そしてこの會計とは、結局具體的にどれだけの徵税を行なうかを決定すること、つまりは豫算の決定であったといえる。また願鼎臣は高札による公示を求めているが、一般には由票によって毎年の具體的な徵税額が各戸に傳達される仕組みになっていた。^⑨

今筆者が明らかにした丈量の手順を左に表示しておこう。

第五表 丈量手順表

	第一段階	第二段階	第三段階
總稱	自丈	覆丈	會計
擔當者	業戸と佃戸と里老等	知縣等	巡撫と知府
認定事項	境界と土地所有權	原額、(單位畝數)	稅糧額
作成書	丈量冊	納稅者	(賦役手書)
保障書	魚鱗圖冊	歸戸・實徵文冊等	由票又は高札
		甘結	

(三) 技術的問題

以上で丈量の手續きがほぼ明らかになったので、以下に技術的問題点を簡単に整理しておこう。

第一に土地が量られる場合に弓尺が統一されたかどうか、

尺度の問題をまず採り上げてみよう。一概に一尺とはいっても銅尺と鈔尺と營造尺とがあり、長さはそれぞれ違っていた。^⑩ また何尺を一步と數えるかに就いても、『日知錄』によれば五尺・六尺・七尺・八尺のものがあり一定しない。^⑪ 尤もそれは反當收穫糧等の土地の生産性と見較べて、和州のように瘠せた土地が故意に六尺五寸で一步に數えられていたのかもしれない。^⑫ そして尺度を一定にするための努力が拂われることもあったようで、標準になる鐵弓を一つ作りこれに合わせて木弓を百個こしらえ、兩端に鐵の被せを施し燒印を押して用いられた例もある。^⑬ また「大名府志」によれば、「田賦を均しくするには弓尺が劃一的でなければならぬとして、諸州縣の長官に鈔尺で量るよう指令した」例もある。^⑭ しかし逆にまた、このように種々の尺度があればこそ、丈量の責に任ずる縣官自身が弓尺を小さくして量り、溧陽縣のように每畝當り壹分多くして縣全體では十萬畝の田土が増加したり、^⑮ また山東滕縣のように三畝ごとに一畝多く量ったりするような餘地をも残すことになったのである。^⑯

第二に何歩を一畝と數えるかという問題を取り挙げると、

『日知録』によれば最小二百四十歩から三百六十歩・七百二十歩・一千二百歩に至るまで様々の敷え方があった。⑧そして山東諸城縣でのように明初二百四十歩一畝制で量られたものを萬曆元年には三百六十歩一畝制で量ったため、田土額が激減した例もある。⑨しかし逆に北直隸廣平府でのように二百四十歩一畝制で量ったところ原額より大幅にオーパーしたため、大畝と小畝の區別を設け、大地は小地の一畝八分から八畝以上に至るまで様々の等級を、土地の肥沃度に應じて定めて大畝一畝に換算し、縣の原額に合うように税糧額の評價割當てが行われた例もある。⑩また河南臨漳縣でのように上地は一畝を一畝とし、下地は二畝を一畝に換算し、堆沙地は七畝を一畝に換算された例もある。⑪これら折算の措置は土地の肥沃度・反當收量等の生産性に比例した負擔公平化のための便法と一應解釋出來なくもない。

ところが山東「東昌府志」に明確にいうように實際は、歩尺や大小畝の適用は丈量擔當者の恣意によって決定される事の方がむしろ多かったのである。⑫

第三に量り方の問題である。短い弓でこま切りに量れば増加するから、こま切りに量るなという議論が屢々見られ

る。⑬また麻繩は伸縮しやすいので棕櫚や籐篋が用いられるが、⑭その際に濡れても伸びずまた乾いても縮まないように鵝鳥の毛を細くしたものを混ぜて工夫を凝らすこともあった。⑮また重要なのは縦長の土地で縦と横を量る場合、横で一步少く量れば縦で數歩少く量ると同じことになるから、特に横歩の時には氣が使われたようだ。⑯また種々の丈量器具である木弓・竹竿・篋・繩等は目的によって適宜使い分けられたようで、海瑞は長短をさえ變えなければ便利なものを使えばよいと記している。⑰しかし王士性によれば、「城郭を去ること十里内外は歩で計り、二十里以上になると繩で計った。ところが五十里以上離れた所になると繩ですら量らずに、約幾らあるかで決められた」という。⑱つまり華北では目測で頃畝數が定められることすらあったのである。⑲

するとここに整理した丈量に伴う種々の技術的問題點は、實地に丈量される自丈段階で丈量の責任者にも當る大地主層にとっては、すべて有利な條件ばかりであることは言うまでもない。

① 嘉靖八年頃浙江の溫州府平陽縣で行われた丈量では首尾六ヶ月を要

した(『國朝獻徵錄』卷六十二、唐時英の墓心銘)。また山東では魚鱗圖の作成に三ヶ月を要した(『天下郡國利病書』原編第十六册、王星華「含烟小記」)。また杭州府では、嘉靖四十五年十二月望日に開始され、隆慶元年正月に量り終え、折算が同年五月から七月までかかり、造冊の終わったのは隆慶二年春二月である(『萬曆杭州府志』卷七、國朝事紀下)。また嘉靖四十五年安徽の望江縣で行われた丈量では、九月に始められ翌年の春に終えられた(『萬曆望江縣志』卷七、藝文志、蔡侯丈田均賦記)。また萬曆九年の丈量の時、海南島では正月元旦から開始された(『海瑞集』上册、擬丈田則例)。また萬曆十三年河南の臨漳縣で行われた丈量は、一月に始められ、六月に丈量が終ってから、冊が造り上ったのは十月であった(『天下郡國利病書』原編第十三册、臨漳縣丈地記)。

② 『顧文康公集』卷一「陳愚見刻積弊以裨新政疏」に

乞救巡撫、巡按、并議差前項官員、督委各該州縣正官、於農隙之時、(一)責令各屬里甲田甲業戶、公同將本管轄重田地塗蕩、做照洪武正統年間魚鱗旗式樣、攢造總撤圖本、細開原額田糧、字圩・則號・條段・坵荒・成熟・步口數目。(二)府州縣官重復查勘的確、分別界址、沿坵履畝檢踏、丈量明白、申呈上司。應開墾者、召人開墾、應改正者、照舊改正、應除豁者、奏請除豁、則事即易集、而民亦不擾。田糧數目既明。然後刊刻成書、收貯官庫、印行給散各該區圖、永為稽考。(三)巡撫衙門、(中略)其每年實徵・起運・存留・加耗・本色・折色、并處補暫徵・或帶徵・停徵等項數目、會計已定、須明刻榜文、張掛城市鄉村、通行曉諭。

③ 『萬曆杭州府志』卷七、國朝事紀下

④ 『天下郡國利病書』原編第八册「深陽縣志」に

其法先畫一邑之土地、為東西南北四區而定之域。各擬其形似而為之圖。禮選邑之大老四人、謂之區老。各授一圖、令其運行區中、或十里或數

十里、為一坂而定之域、亦為一坂之圖。復視其大小形似、會其總、區圖之中、若魚鱗然、通歸之官、官收其區之圖、復於區中僉報誠實能幹若干人、如坂老為丘、謂之坂老、亦人授坂圖各一、令其運行坂中、或一里或半里為一丘、形圖如坂圖、選人如坂老人、為坵老人、亦授坵圖各一、令其坵中備查田地山塘數畝、一一填補、坵圖之中、有滲漏者罰之。

⑤ 『海瑞集』上册「擬丈田則例」中華書局本、二七八～二八〇頁。

海瑞の丈量に關する記事のうち、この「擬丈田則例」は、彼が故郷海南島で休職中、萬曆九年の全國土地丈量に際して分巡道に宛てた一連の具申書の一つである。筆者は嘉靖・隆慶期の丈量と、萬曆九年の丈量とを較べて立論しているのであるが、しかし少くとも技術的側面においては共通する部分が多く、また海瑞自身、嘉靖・隆慶期に二度行ったことのある丈量體驗を踏まえて、この具申書を作成したものと考えられるから、本節においては屢々採用した。

⑥ 『天下郡國利病書』原編第八册「和州志」、隆慶六年知州康誥丈田方略十款、「一、議自丈量以免騷擾」の條に

為今之計、似不必本州及委官沿坵履畝細量。惟責之各里都親管排年老人、各令田主・佃人、同本都書手・算手二人、執弓如法、各自丈量。如一戶某田幾坵、量得幾若干弓、直若干弓、該田若干畝、東西各至某田、南北某之、俱明白標記、挿立標樁、不許欺隱分厘。填入册內、限一月內、各具繳送、以憑本州先委官沿坵掣量回報。候本州親詣各田、隨意間抽掣量。

⑦ 『萬曆杭州府志』卷七、國朝事紀下、隆慶元年冬十二月の條に

先令擬縣業田人戶、各將自己田地・山蕩、丈量一番、每日一坵、各立木片標於田中、上書某字第幾號田、一坵係某人得業、東至西若干、南至北若干、積里若干、并四至書于木片之上、仍填註手冊一本、送縣以憑查考。

⑧ 王星華「均地魚鱗凡十四則」(『天下郡國利病書』原編第十六册)

⑨ 『四友齋叢說』卷十四、史十

⑩ 『天下郡國利病書』原編第八册「和州志」

⑪ 『天下郡國利病書』原編第八册「和州志」、隆慶六年知州康誥丈田方略十款、「一、議立總圖籍以便稽查」の條に

其所造册、須刊刻一板、用薄竹紙一張印刷。上書某里某都民某、民田或官田一處坐落某地名、東至某田、西至某田、南北亦如之。明白開載原田若干畝、用價若干買倒某田、或承佃某絕田、或係祖遺田業。除空平幅、書畫田形。丈量之日、步算已明、即於圖下、書弓口畝數。後書年月日・四至・佃戶・里老・書・算姓名、庶不混淆、易於復量矣。

⑫ 『福惠全書』卷十・清文部、「丈册式」

⑬ 『天下郡國利病書』原編第八册「和州志」、隆慶六年知州康誥丈田方略十款、「一、議均攤田以免兼併」の條に

今議丈量明白、今後查照江南事例、每田一畝、該秋糧若干云々。

⑭ 『隆慶靖江縣志』卷一、徭役に
其法必先出曉諭、立爲限期、使欲賣者、各具一呈。內開、坐止、畝步・稅糧・四至。四至必開人名。詳悉佃戶姓名、逐一開報。

なお田土買賣の際、魚鱗圖に名前が書かれるが、魚鱗圖は丈量册と一つの書類で出来ていた。

⑮ 『萬曆鎮江府志』卷五賦役志に
嘉靖九年大學士桂公鸞管建議清圖簿籍。(中略)古者田爲母人爲子、後世田不爲母、反以田繫戶。(中略)過割之際、欺隱之弊、由之而生。

(中略)魚鱗圖者、田仍爲母也。田有區段、各有四至、內開某人見業。鄉有封界、又有大四至、內計爲田若干、自一畝以至萬畝、一里以至百里、各以鄉界族次、而按造成一圖。則一縣之田土・山鄉・水鄉・陸鄉・洲田、與沿河有水利常稔之田、其間道路之所占幾何、皆按圖可見。

なおこの桂鸞の奏議は『圖書編』卷九十に全文が掲載されている。ま

た『天下郡國利病書』原編第七册「鎮江府志」にもある。
⑯ 流水册のモデルが『海瑞集』上册「量田則例」の文末に掲げられている(一九六頁)。

⑰ 『海瑞集』上册「量田則例」(一九〇～一九二頁)

⑱ 『海瑞集』上册「擬丈田則例」の文末の圖(二八五～二八六頁)

⑲ 『天下郡國利病書』原編第八册「和州志」隆慶六年知州康誥丈田方略十款、「一、議定畫圖以杜影」の條に

田有定所、變價不一、使徒丈量而丈畫圖、則方圓形體莫知、人易欺隱。今欲量田、必令田主・佃戶量畢、昭依原契、田畝丘段若干・四至某田、各填於前列之內、仍畫一圖於紙後。

⑳ 『萬曆常州府志』卷四錢穀「僉事趙興治江陰沙田議」

㉑ 仁井田隆氏の紹介した東京大學東洋文化研究所蔵の江蘇省蘇州府元和縣で康熙十五年に作成された魚鱗圖の複寫にも數種類のものが見られる(『中國法制史研究』土地法、東京大學出版會、一九六〇、同書三二一～三四頁)。

㉒ 本節前注②(三九九頁)参照。

㉓ 『福惠全書』卷十、清文部、「總論」

㉔ 『福惠全書』卷十、清文部、「清文餘論」

㉕ 『明實錄』嘉靖十三年九月壬午

㉖ 『福惠全書』卷十、清文部、「勸自督」

㉗ 『明實錄』嘉靖九年十一月己亥の梁材の奏議。『天下郡國利病書』原編第二十六册沙縣(第四節注⑬、五一頁参照)

㉘ 『海石先生文集』卷十三「復邑令田賦書」に

臺下時乘輕粉到鄉。任意取一坵、覆數之。其段數同・畝數同、如是者爲信、信則有賞。其或不同即・大同而間有不同、如是者爲奸、奸則有罰。且量其不同之多寡、大小而輕重、布之無赦、即令公同各自改正、則執事不煩絲毫力、鄉民無丈量之擾、而田數粲然、無毫分伏匿矣。

- ②⑨ 『萬曆望江縣志』卷七、藝文志、「蔡侯文田均賦記」
- ③① 本節前注⑥(三九頁) 參照。
- ③② 『四友齋叢說』卷十四、史十
- ③③ 『海瑞集』上册「擬丈田則例」(二八〇頁)
- ③④ 王星華「含烟小記」(『天下郡國利病書』原編第十六册)
- ③⑤ 『海瑞集』上册「擬丈田則例」(二八三頁)
- ③⑥ 『福惠全書』卷十、清文部、「總論」
- ③⑦ 『沈氏農書』上卷(中華書局、一九五六排印本、九頁)
- ③⑧ 『四友齋叢說』卷十四、史十
- ③⑨ 『萬曆常州府志』卷四、錢穀、額賦、「附僉事趙與治丈田議」
- ④① 『四友叢說』卷十四、史十
- 然後責令各圖里長、聚集業戶、限同丈量。一人不到、即不准。若里長有業戶不到而朦朧呈報者、許人告首、處以重罪。亦要取業戶連名執結。夫既有一坵總數在官、後須要合着總數。況業戶公同在此、若讓別人一步、則自家喫虧一步矣。豈有毫髮之弊、容於其間哉。
- ④② 『海石先生文集』卷十三、「復邑令田賦書」
- ④③ 『何栢齋先生文集』卷六、「均糧私議」
- ④④ 『福惠全書』卷十、清文部、「具結狀」
- ④⑤ 本節前注②(三九頁) 參照
- ④⑥ 『圖書編』卷九十、授時任民附
- ④⑦ 章慶遠『明代黃冊制度』第五章第四節「實徵文冊的出現」(中華書局、一九六一)、森正夫「十六世紀太湖周邊地帯における官田制度の改革」(『東洋史研究』第二十一卷第四號、二十二卷第一號、一九六三)。
- ④⑧ 『萬曆杭州府志』卷七、國朝事紀下、隆慶元年冬十月の條に
覆算明白、即以梅縣原額稅糧若干爲據。次以量過田地山蕩各若干、分別等則、務求所納稅糧不失原額。方行總造文冊、申繳司・府、備照、

- 永爲遵守、等因。
- ④⑨ 『天下郡國利病書』原編第二册、「廣平府志」(本節後注⑥參照)
- ④⑩ 森正夫「十六世紀太湖周邊地帯における官田制度の改革」(前掲)
- ④⑪ 本節前注②參照
- ④⑫ 『天下郡國利病書』原編第八册、「上元縣志」に
以上種々徵需、一准於米、計畝而分、歸於一則。故令不煩而民易信、事易集焉。夫信令必准諸由票。由票必簿於細戶。早薄而信洽、糧亦易完。若奸胥傲里、必慢於由票。
- ④⑬ 同書同箇所の原注第十に
每歲徵有差殊。故府有會計。縣有由票。由票之設、所以取信於細民、俾心服而樂輸也。
- ④⑭ 『萬曆常州府志』卷四、錢穀、額賦、「附僉事趙與治丈田議」。また
これら様々の尺度をメートル法等に換算する場合にも、符谷掖齋、楊寬・矩齋等の各氏の間では數値に差違が見られる(天野元之助「中國畝正考」『東亞經濟研究』復刊第三集、一九五八)。
- ④⑮ 『日知錄』卷十、「斗斛丈尺」に
其步弓、有以五尺爲步、有以六尺七尺八尺爲步、次之謂工不信度者也。
- ④⑯ 『天下郡國利病書』原編第八册「和州志」、隆慶六年康誥丈田方略十款、「一、議定弓口以立丈則」
- ④⑰ 『天下郡國利病書』原編第二册、「大名府志」、田賦志
- ④⑱ 『天下郡國利病書』原編第八册、「溧陽縣志」
- ④⑲ 『天下郡國利病書』原編第十五册、「滕縣志」、賦役
- ④⑳ 『日知錄』卷十、「斗斛丈尺」に
至其土地、有以二百四十步爲畝者、有以三百六十步爲畝者、有以七百二十步爲畝者。(原注 大名府志、有以一千二百步爲一畝者。
- ④㉑ 『天下郡國利病書』原編第十六册、諸城縣丈田論
- ④㉒ 『天下郡國利病書』原編第二册、「廣平府志」に

地有大地小地之分者、地二百四十步爲一畝、自有地以來、未之有改也。由國初地有開墾未起科者、有因澆下墮薄殘瘠而無糧者、今皆一概量出作數。是以原額地少、而丈量地反多。當事者又恐畝數增多、取駭於上而貽害於民。乃以大畝該小畝、取合原額之數。此後上行造報、則用大地以投黃冊、下行征派、則用小地以取均平。是以各縣大地、有小地一畝八分上折一畝者、(中略)有八畝以上折一畝者、折畝之少者、其地猶中、而折畝之多者、其地多低薄。又皆合一縣之原額、以攤一縣之原糧、而賦役由之以出。故各縣地之折算、雖有多寡、而賦之分派、則無移易、宜無不均也。

61 『天下郡國利病書』原編第十三冊、臨漳縣丈地記

62 『日知錄』卷十、「地畝大小」に

東昌府志言。三州十五縣、步尺參差、大小畝規畫不一、人得以意長短廣狹其間。

63 『明實錄』隆慶六年七月辛亥の詔敕。『海瑞集』上冊「擬丈田則例」(二八四頁)

64 『海瑞集』上冊「量田則例」(一九二頁)

65 66 『海瑞集』上冊「擬丈田則例」(二八四、二七八頁)

68 『廣志釋』卷一「方輿崖畧」(『台州叢書』所收、「日知錄」卷八「州縣賦稅」にも所收)に
負郭十里、田以步計、賦以田起。二十里外、則田以緡量、不步矣。五十里外、田以約計、不緡矣。

69 『圖書編』卷九十に
淮以北土無定畝。以一望爲頃。

四 丈量の検討

十六世紀初頭以來の中國に於いて際立って展開された土地丈量という事件の原因・目的・時間的經過・手段方法等を、それぞれの視點からかなり詳細に探究し終えたいま、ここに改めて丈量を通して當該社會がどのように變化するのかを、地主・佃戸・國家のそれぞれの立場から再検討を加えたい。

まず最初に地主層の側から検討しよう。丈量の第一段階が基本的には申告制であり、それが自費で賄われることや、また弓尺や量り方・折算等が極めて恣意的に行なわれること等、丈量の具體的手順をたどれば、大地主層が丈量によって彼等の納税忌避という既得權益を大きく損わずに済んだことが明白になったばかりでなく、均糧そのものによっても必ずしも損失を被むらなかつた。とはいえ彼等の既得權益を無制限的に改革に織り込むことは不可能であり、そこには自ら税糧の原額だけは満たさねばならぬという限界があつた。とすれば元來大地主層の納税忌避から起つた虚糧問題でありながら、尙かつその解決策中にも亦納税忌避

を盛り込むためには、おのずからその辨済の保障が必要となる。これは一方に於いて納税忌避額地への一部再課税という自主規制を幾らか含みつつ、しかも他方では、中小地主乃至自作農層への相対的重課税によって賄われたと考えられる。何故なら河南省懷慶府知府の紀誠によれば、丈量後輕稅負擔者の負擔が増々輕くなつたと述べ、また何良俊も「均糧とは名ばかりで、わずかな不均を除こうとして、多くの不均を作り上げた」と述べていることなどからも明らかであろう。^②

嗣って丈地均糧をめぐる數々の論議を考え直してみるに、丈量に反對意思を示した錢徽も均糧には賛成していたし、また均糧に反對した何良俊や徐階も丈量の必要性を認めていた。そしてこれらの改革を實施した者達が第二節第三款において確認したごとく屢々在地郷村の民間人的色彩を帯びる者達が多かつたこと等の點から歸納すれば、これらの政策がたんに地方ごとの下からの要請で實施された改革であることが判るばかりでなく、現實の弊害を指摘し、改革の必要を唱え、それを實行し、新たな納稅體系を作り出すという一連の作業は、全て官豪大戸層と總稱できる大地主

層がヘゲモニーを採つていたことが明らかとなる。つまり丈地均糧とは生産關係の再編成をも含めて、徵稅體系の再編成が國家の手によってであるよりは、むしろ大地主層の指導下に展開されたのであり、彼等はこの改革によって生産關係の安定化ばかりでなく、納稅忌避という既得權益を新規徵稅體系そのものの中に織り込んで、合法化させようとしていたものと見做さねばならない。

かかる地主のための體制再編であることを端的に示しているのは、改革後地價が騰貴し、地主の土地への投資が今までより一層活發化したことだろう。「上元縣志」によれば「隆慶三年海瑞が一條鞭法を實施した。そこで地價が日に日に騰貴した」といい、更に後文の前人寄莊議には「一條鞭法が行われて、徭役の重加派が無くなったから、人々は土地耕作の有利なことを知った。そこで不在地主達も土地をかうようになった」と述べている。^④これは均徭以後の役法改革では、徭役課派の基準として次第に田土そのものの持つ比重が増しつゝあり、徭役が地方官の自由採量で漸次増加しつゝあったため、ややもすれば大土地を所有することが不利益にもなりかねなかつたものを、またそうであ

ればこそ、不正を犯してまで大地主層の納税忌避が進行し、ここに第一節に紹介したような佃戸層にまで追徴加税が行なわれるという社會矛盾が生じていたものを、今や一條鞭法が實施されたことにより幾分かかる心配が薄らいだため、地主層の土地への資本投下が再び活發に行なわれたことを示している。従つて海瑞等のいわゆる「清官」による様々の改革も畢竟弛緩しかけた支配體制の再建と、支配階級の利益を擁護増進するものであったことは明らかである。

次に佃戸に對して丈量の持つ意味を検討しよう。まず官田を承佃する佃戸にとっては、丈量以前から既に認められつつあった彼等の田面權を公認するに止らず、更に均糧後官民田が一則化され、納稅義務上、官田承佃者が民田耕作者と同等に扱われることは、取りもなおさず官田佃戸の一般民戸化を示すものである。しかし官田が承佃者に拂い下げられ、所有權が國家の手から官田民の手に移行したのでは勿論ない。とはいつてもこれは一方において小農民自立政策的意味を持つと同時に、他方また承佃大地主の前に事實上國家がその直轄地を放棄したことにもなるだろう。

しかし直接生産者佃戸一般の史的趨勢を論ずるには、や

はり民田地に於いて地主の下で生産に従事する佃戸の有様を見なければならぬ。かかる一般的佃戸にとって丈量がいかなる意味を持ったであろうか。佃戸がたんに丈量に參加するだけでなく、彼等が丈量冊に登録されることを論據に、筆者は丈量の第一段階で生産關係の再編が行われるのだと先に述べた。この點を今少し詳細に論じよう。

佃戸が丈量冊に登録されることは、本來私的經濟關係として成立した地主佃戸間の生産關係が、國家權力を介して公的認承を受けることを意味する。しかしここに當然問われねばならない疑問は、かかる登録を餘儀なくさせた原因乃至歴史的趨勢とは具體的に何を指すかということだろう。

前述來の認識に従えば、本來土地所有者に對して課せられるべき國家的收奪としての徵稅並びにその追徴までもが、直接生産者佃戸層の肩に、殊に中小地主層の下で生産に従事する佃戸の肩にまで課せられ、彼等は負擔に耐えられずに逃亡し、やがて暴動に蹶起するのであった。これは本來私租地代を支拂うことを條件に、一片の土地の上に成立したと考えられる地主佃戸間の經濟關係からすれば、完全に經濟外の強制が、しかも國家權力の暴力機構を裏付けとし

て強行されていることを意味する。かかる經濟外の強制に晒された佃戸像は、他方に於いて展開された大地主層の納税忌避と比較すれば、彼らがいかに惨めな生産關係に置かれていたかを如實に示している。事實この時期の史料に照してみても、例えば唐鶴徴によれば「十畝の田土を耕やす佃戸は一年中働いても收穫の半分の五斗しか入手出来ない。しかもたとえ不作で反當收量が平年の七割しかなくとも、私租は平年通り取られるから、佃戸の手許には一斗か二斗の米しか残らない」と述べている。^⑥凶年の場合にも一般には減租が行われなかったことが判る。また『日知録』によれば、「佃戸は一年中働いても數斗の收穫しか得られない。今日私租を拂い終えれば、明日からはまた借金生活が始まる」と述べ、更に「上元縣志」の寄莊議にも「牛や種子・錢糧、そして災害時の一時凌ぎ金等は、全て地主が貧民に貸與しているのだから、地主は貧民佃戸にとって無くてはならない存在だ」とまで述べているから、一般に直接生産者佃戸層がたんに地主から私租を收奪されるだけでなく、種々様々の日常生活面で、地主層から借金し続けなければ再生産が不可能であったこと、つまり本論第一節にも

指摘したような私債による高利的收奪にも甘んじなければならなかったことを物語っている。

するとそもそも虚糧の原因が一般に大地主層の納税忌避に端を發し、逆に佃戸は一般に高額地代の他にも高利的金融や理由なき追徴課税等という經濟外強制によって地主層から壓迫され、遂には生産の場から逃亡して暴動に騷起するという具體的な數々の史實がある以上、またかかる矛盾形體の解決策の一つが丈量であつてみれば、佃戸名登録という事實は、直接生産者をここで改めて生産の場に繋ぎ止めておくことを目差したものと見做さねばならない。

しかし一方諸先學の研究成果によって現に明らかにされつつあるように、當該歴史段階に於いて、殊に明末清初期以後に於いて、相對的に佃戸の地位が上昇しつつあったことは認めなければならぬ。かかる佃戸の地位上昇を端的に示すのは、佃戸による生産手段の掌握が進み佃戸の自立性が漸時強化されつつあること、^⑦經濟外強制が序々に弱まりつつあること、^⑧そして民變・抗租・奴變等の階級闘争が日々激化し、しかも鬪争相互間の連帯が進みつつあること^⑨の三點に概ね要約することが出来るだろう。

そこではいま丈量との關係でこれらの問題を検討しよう。

まず第一に指摘せねばならないのは、福建省延平府沙縣に於ける丈量では、「丈量に先立つ三ヶ月以前に、およそ土地所有者たる者全てに、租佃契約文書と私租徴収臺帳、そして分家人一覽書とを送縣させ、その後隱田の自首を勸告した」と述べている。^⑬これは福建という土地の持つ特殊性を強調するならば、收租の安定化のためには丈量という契機乃至口實が是非必要であったと見做せなくもない。何故なら福建では正統年間に鄧茂七の亂で、副租としての冬牲廢止のための階級鬭争に農民が勝利し、その後嘉靖年間には佃戸の田面權が廣く認められて、一片の土地の上に大租主・小租主・佃戸という三重の土地占有關係、つまり一田三主制がかなり廣く行われていた。^⑭

この事實は佃戸の地位上昇を端的に示すものであり、この結果收税はおろか收租すら安定的に收奪出來なくなりつつあったから、丈量をテコにして生産關係の再編成が行われたものといえる。

福建のこの事例はまた次の二つの疑問を同時に提示している。つまり丈量に先立つ租佃契約文書の再點檢が江南一

般に廣く行われたかどうかという疑問と、更に丈量の意味を一般に收租安定化のための便法であると言い切ることが出来るかという疑問である。租佃契約の點檢は、萬曆九年張居正の丈量が行われた際、江西省南安府の崇義縣と大庾縣に於いても、清丈に代るべき便法として清租の法が實施され、地主と佃戸とが租佃契約文書を縣に提出した事例がある。^⑮ところがこの崇義縣や大庾縣は、いわゆる贛南地方と呼ばれ、正徳期以來屢々農民戰爭の據點ともなった所であるから、やはり一般論には少し適當ではないようだ。つまりこれらの事例は、福建や江西の一部で、特に土地占有關係や生産關係の現状が亂れていた所では、丈量に先行してまず地主佃戸間の契約關係の點檢整備から始めなければならなかったことを物語っているといえよう。

そしてむしろ一般的に問題にせねばならないのは、丈量を契機としてかかる生産關係の再點檢をせねばならない程に佃戸の地位が上昇し、私租收奪が恒常的不安定の下に晒されていたかということだろう。例えば『萬曆杭州府志』所載の陳善のいう所では、「最近屯田が亂れているが、その原因には軍戸が城居して屯田地の所在すら知らないから

主客が顛倒していることや、また翌年の私租分まで割引いて佃戸から借金するので、たとえ收穫されても私租は取れない。従って屯田糧の支拂える筈がない」と述べている。

これは屯田に關する記事であり、屯田制度自體が既に正統頃から亂れ、この時期には大地主層の侵略等によつて崩壞寸前の状態にあつたことは周知の事實であるから、やはり一般論には適當でない。しかし地主の城居化・寄生地主化といふことは一般的な史的趨勢であつたから、少くともかかる地主經營地の不明確化といふ事は、たとえ「紀綱之僕」と呼ばれる家人を驅使した經營形體を採つていても、十分起り得たであらう。また丈量に佃戸が参加するという事實そのものが、逆に經營所在地の不明確化を前提としているとも考えられなくはない。すると丈量冊に佃戸名を登録させることは、まさに經營所在地の再點檢の意味を持つたことになる。

次に指摘せねばならないのは、第一節に紹介した二つの抗租の事例である。『靖江縣志』の抗租の事例は營田に關するもので、營田が一種の官田形體を採つている以上一般論には適當ではないが、しかし直接生産者が故意に濕つた

粗惡米を供出したたり、納租を拒否することのあつたことは一應認めねばならない^②。また徐階の述べた借金取立て禁止令による佃戸の抗租も、先に解釋したように地主側に原因を求めるとは十分の根據があるのであるが、逆に佃戸の對應形體として抗租が起り得たことも亦事實であり、その結果地主層が大變な恐怖に陥つたことも見落せない^③。しかし抗租といふ鬭争形體が十七世紀以後つまり明末清初期以後と比較すれば、當該歴史段階においては質的にも量的にも一段下り、極めて稀れにしか行い得なかつたことも認めねばならないだらう。同様の事が既に先學によつて紹介されている佃戸の地位上昇を示す數々の指標とその事例に就いても指摘出来る以上、嘉靖・隆慶年間といふ十六世紀前期の當該歴史段階が、まさに過渡的歴史過程にあつたことを逆に證明している。そして佃戸への追徴までもが行われ得たといふ事實こそは、逆にそれだけの生産力の發展を踏まえているとも見做し得るわけであり、かかる基底部に於ける生産諸力の發展上昇こそが、その後の様々の指標によつて捉え得る佃戸の地位上昇を結果したものと考えられる。すると生産力の上昇に裏付けられ、今まさに佃戸の反撃

が開始されつつある過渡期に於いて、官豪地主層の一部、たとえば徐階などに顯著に見られる階級的危機感こそが、收租安定化のための便法として丈量冊への佃戸名登録という、私的經濟關係の公認を急がせたと考えることも十分可能ではあるが、しかしまだまだ當該歴史段階の生産關係や階級鬭争の實態、更には上部構造の實態までをも含めて、トータルとしての研究成果が稀薄である以上、かく斷定することは出来ないだろう。

次に丈量を通して佃戸と國家との關係についてみれば、康誥は「從來の佃戸の税糧（との何らかの關係、それは佃戸への追徴であることが豫想される）も、適當な割り當てが行われた。今や佃戸を論ずるにも、税糧科派の分擔が成就した以上、もはや問題はない筈だ」と述べているのは、^④ 丈地均糧後の具體的納税客體として佃戸が登場すること、つまり佃戸への直接加税が開始されつつあることを十分豫想させるに足る記載であり、若しかかる事實が一般的に存在するなら、まさにそのためにも丈量冊への佃戸名登録の必然性があつたことになるであろうが、これにはまだ多くの問題點が残されるため本論考では詳述を差し控えたい。^⑤

これを要するに、佃戸に對して丈量の持つ意味は、殊に丈量冊への佃戸名登録の持つ意味は、(一)一方に於いては佃戸を土地に縛りつけ、(二)他方佃戸の相對的地位上昇に對して經營所在地と生産關係の點檢整理を行ないつつ、(三)また收租安定化のために生の暴力的強制を國家權力そのものに依存するのではなく、^⑥ 收税安定化という便宜的な契機乃至口實を以て、新規徵税體系と國家の權威によつて收租を保障させようとする豫備的具體的な行爲の表われが丈量であると解釋することも一應可能であり、(四)更に生産力の上昇を前提に佃戸への課税までをも試みるという、かかる四點から文字通り生産關係の再編成が行なわれたものと考えられる。

最後に國家の側から丈量を検討すれば、丈地均糧政策の大義名分として虚糧をなくし、そのために新たな徵税體系が摸索されていた以上、改革實施直後の時點に於いては一應虚糧がなくなり、原額が維持されたであろう。ところがその新たな體制樹立のための推進が、王朝國家側のヘゲモニーによつて展開されたのではなく、官豪地主層の意思によつて行なわれていた以上、國家はここにいよいよ地主

階層への寄生化を餘儀なくされていたことが明らかである。そして丈地均糧によって一應一時的にも徴税原額の回復が可能であることや、更には國家財政再建のための必要性の増大等の原因が重なり、萬曆初年には丈量に對する國家政策の百八十度の轉換を計り、新規徴稅體系樹立へのヘゲモニーを國家の側に取り戻しつつ、理念的には何とかして官豪大戸地主層の中間搾取をなくすために實施されたのが、萬曆九年の張居正による全國土地丈量策であった。ところがこれも當初の期待に反して地主層と妥協せざるを得ず、従つて遂に大地主層の納稅忌避という既得權益を除去できなかったばかりでなく、丈量自體は全國的にはほぼ完成したことによって、逆に大地主層の既得權益を完全に公認するのと同等の効果を持つこととなったのである。^②

従つて丈地均糧という一連の改革の主導權を元來地主層が握り、その地主層自體が直接生産者佃戸層の餘乘生産物の上にあぐらをかいた存在で、自らは不在地主化して生産過程から遊離しつつあり、國家は更にこの地主層の認める範圍内の餘剩物にありつくことができるという型での、完全なまでに地主經營の上に乗るかかった寄生的國家にな

りつつあることが明らかであろう。つまりかかる體制の變革とその制度的裏付けを目差して行なわれたものこそが丈地均糧であったことになり、まさにこれこそが後の清代に郷紳支配を出現させるべき、一つの大きな歴史的契機になったと評價せねばならない。

① 『日知錄』卷八、「州縣賦稅」に

懷慶府知府紀誠疏曰。如西華縣志、洪武二十四年在冊地止一千九百九十四頃有奇。嘉靖十一年、新丈出二萬六千六百一十九頃有奇。（中略）是土地實增倍於其舊。則糧宜增而不增、而願以其糧分漚之。此輕者益見其輕也。

② 『四友齋叢說』卷十四、史十に

夫既以均糧爲名、蓋欲其均也。然未均之前、其爲不均也小。既均之後、其爲不均也大。是欲去小不均、遂成大不均矣。

③ 『天下郡國利病書』原編第八冊、「上元縣志」、田賦に

隆慶中、中丞海〔瑞〕公巡撫〔中略〕革現年之法、爲條鞭。（中略）於是田價日增、民始有樂業之漸矣。

④ 『天下郡國利病書』原編第八冊、「上元縣志」、「前人寄莊議」に類巡撫海公均田糧、行一條編法。從此役無偏累、人始知有種田之利。而城中富室始肯買田。鄉間貧民始不肯輕棄其田矣。

⑤ 吳陰氏は嘗て海瑞が如何に人民の爲を思つて地方政治を實施した清官であったかを強調し（吳陰「論海瑞」、中華書局刊『海瑞集』序文、一九六二）、『吳陰批判全集』第一集に複製、また更にそれを歴史劇『海瑞罷官』として發表した（北京出版社、一九六一）。ところが一九六五年姚文元氏以下の人達が、清官というのも畢竟體制建て直し

を圖つただけのことであり、眞に人民の味方ではなかつた事等を骨子とする吳給批判を行った(『評新編歴史劇海瑞罷官』、『文匯報』一九六五年十一月一〇日、『人民日報』一九六五年十一月三〇日、『光明日報』一九六五年十二月二日、『文藝報』第十二期、『歷史研究』第六期、同年十二月、にそれぞれ掲載された。その後この清官論争に發展するとともに、最近まで中華人民共和國で展開され來つた文化大革命の直接的導火線ともなつたのである(小野和子「歴史上の人物の評價をめぐって——最近の中國における海瑞論争——」『新しい歴史學のために』第一二二號、一九六六。姬田光義「中國の文化革命における歴史學の位置」、『史潮』第九六號、一九六六。松村昂「歴史劇海瑞罷官をめぐる學術政治論争」、『中國文學報』第二十一冊、一九六六。森正夫「中國における史學革命の現状を知るために——翦伯贊批判紹介——」、『歴史評論』第一九三號、一九六六。『新中國年鑑』中國研究所編、一九六七年版、六八年版等々を参照。

⑥ 唐鶴徵「賑濟說」(『古今圖書集成』經濟彙編食貨典卷二百一、荒政部に所引)に

予嘗謂、惟業主之各賑其佃僕、則無是也。四郊之民、除有已業者、原不在賑例。其餘豈不以佃種爲業者乎。故舉佃僕賑之盡民矣。畝貸米一斗、佃田十畝之家、得米一石、不獨救死兩月、可爲作息之資矣。業主常新焉、夫亦未之思乎。夫佃人終歲糜餽、手足塗地。幸而豐熟、半入業主。稍不順成、則入者居七八、存者一二矣。是其盡筋力之勤、忍啼號之痛、以奉其主、其常也。

なおこの史料は作柄の豊凶に拘らず、定額地代が成立していたとも読み取ることが可能である。

⑦ 明末には個々の地主が個々の佃戸を救済すべきことが説かれる(森正夫「一六〇一八世紀における荒政と地主佃戸關係」『東洋史研究』第二十七卷第四號、一九六九)。

⑧ 『日知錄』卷十、「蘇松二府田賦之重」に
吳中之民、有田者什一、爲人佃作者十九。(中略)私租之重者、至一石二三斗、少亦八九斗。佃人竭一歲之力、糞擔工作、一畝之費可一縷。而收成之日、所得不過數斗。至有今日完租、而明日乞貸者。故既減糧額、即當禁限私租、上田不得過八斗。如此則貧者漸富、而富者亦不至於貧。

⑨ 『天下郡國利病書』原編第八冊、「上元縣志」、「前人寄莊議」に
富室不能自種、必業與貧民。貧民雖棄產、而實與富室共其利。收一石、則人分五斗、收十石、則人分五石。又牛力種子出於富室、而錢糧又辦於富室。時有水旱、則富室又假貸而濟之。貧民惟出力耕耘、坐享其成焉。故曰寄莊富室、乃貧民之所依、可有而不可無也。

なおこの史料は地主が城居化していても、まだ直接生産に關與して、完全に生産の場から遊離し切っていないことをも同時に示している。

⑩ 北村敬直「明末清初における地主について」(『歴史學研究』第一四〇號、一九四九。古島和雄「明末長江デルタに於ける地主經營」『歴史學研究』第一四八號、一九五〇。古島和雄「補農書の成立とその地盤」(『東洋文化研究所紀要』第三冊、一九五二)。小山正明「明末清初の大土地所有」(『史學雜誌』第六十六編十二號、六十七編一號、一九五七)。安野省三「明末清初揚子江中流域の大土地所有」(『東洋學報』第四十四卷三號、一九六一)。細野浩二「明末清初江南における地主奴僕關係」(『東洋學報』第五十卷三號、一九六七。藤井宏一「新安商人の研究」(『四』)、『東洋學報』第三十六卷一號、四號、一九五三。濱島敦俊「明代江南の水利の一考察」(『東洋文化研究所紀要』第四七冊、一九六九)等々。

尚、田面權に關しては後注⑤参照。

⑪ 傅衣凌「明清農村社會經濟」(三聯書店、一九六一)等。副租の廢

止については後注⑭参照。

- ⑫ 中山八郎「晚明の奴禍奴變」『歴史教育』卷十卷十一號、一九三六。
- 田中正俊、佐伯有一「十五世紀における福建の農民反亂(一)」『歴史學研究』第一六七號、一九五四。
- 佐伯有一「明末の董氏の變」『東洋史研究』第十六卷一號、一九五七。
- 小山正明「明末清初の大土地所有(一)」『史學雜誌』第六十七編第一號、一九五七。
- 田中正俊「民變・抗租・奴變」『世界の歴史』十一、筑摩書房、一九六二。
- 佐伯有一「一六〇一年「織備の變」をめぐる諸問題(一)」『東洋文化研究所紀要』第四五册、一九六八。
- 森正夫「一六一八世紀における荒政と地主佃戸關係」(前掲)等々。

- ⑬ 「天下郡國利病書」原編第二十六册沙縣に逐一丈量、三月之前、凡占有田者、責其實劑之文契、取租之簿籍、分析之家狀、舉封塗官、有欺隱者聽其首報、查果相同、惟升將來之科、不究既往之失。

- ⑭ 佐伯有一・田中正俊「十五世紀における福建の農民反亂(一)」『歴史學研究』第一六七號、一九五四。

- ⑮ 仁井田陞「支那近世の一田兩主慣行とその成立(一)」『法學協會雜誌』第六十四卷三號四號、一九四六。
- 『中國法制史研究』土地法に再録。
- 宮崎市定「中國近世の農民暴動」『東洋史研究』第十卷第一號、一九四七。
- 『アジア史研究』第四に再録。
- 清水泰次「明代福建の農家經濟」(『史學雜誌』第六十三編第七號、一九五四)。
- 片岡芝子「福建の一田兩主について」(『歴史學研究』第二九四號、一九六四)。

- ⑯ 『萬曆南安府志』卷三、政事記に初天下清丈。南康・上猶俱奉行。崇義以分邑、時不分疆、惟清租認糧。大庾治之。清租者、每業主、收谷四十二石、認糧一石。業主與佃人俱執券約、赴縣比對。

- ⑰ 趙儼生・高昭一「明正德間幾次農民起義的經過和特點」(『中國農民

戰爭史論文集』所收、新知識出版社、一九五四、同書一四三頁の起義形成圖を参照)

- ⑱ 『萬曆杭州府志』卷三十六、兵防下、屯田に

「陳」善曰、余觀近時屯政、殊背往籍、反覆詳覈、終莫得其實。因求其故、有十弊焉。(中略)屯軍家省城者、去田或百里而遙、以田召佃子人、歲收其入抵糧。久之、佃爲主、軍爲客、至不知田之所在、冒亂興焉、五也。(中略)屯丁迫衣食者、預以明年租捐額稱貸於佃、及期息盈、無所望入矣。糧安從出、十也。

- ⑲ 佐伯宮「明清時代の民壯について」『東洋史研究』第十五卷第四號一九五七。
- 『中國史研究』第一に再録、寺田隆信「民運糧と屯田糧」(『東洋史研究』第二十一卷第二號、一九六二)。

- ⑳ 王毓銓「侵占屯田事例表」(『明代的軍屯』中華書局、一九六五、同書二九三～三〇〇頁)。

- ㉑ 佐伯有一「明末の董氏の變」(『東洋史研究』第十六卷第一號、一九五七)。

- ㉒ 第一節注⑳(一一頁) 参照

- ㉓ 第一節注㉑(一一頁) 参照

- ㉔ 『天下郡國利病書』原編第八册、「和州志」隆慶六年知州康誥丈田方略十款、「一、議處承佃以昭均平」に

向之苗糧□□亦照衆適均。若不預處、似未免色無價而享□□利矣。今議承佃人戶、分派停妥、合無量議。

- ㉕ 濱島敦俊氏も佃戸への直接課税に言及している(『明代江南の水利の一考察』『東洋文化研究所紀要』第四十七册、一九六九)。

- ㉖ 私租の取り立てまでを國家權力が暴力的に保障するのは清朝雍正年間のことである(仁井田陞「中國社會の『封建』とフエーダリズム」『東洋文化』第五號、一九五一)、『中國法制史研究』奴隸農奴法に再録。重田徳「清朝農民支配の歴史的特質」、『前近代アジアの法と社

會』勁草書房、一九六七)

⑦ 拙稿「張居正の土地丈量に就いて(上)(下)」、『東洋史研究』第三十卷第一號、第二號、一九七一)参照。

附記 本稿は昭和四十三年度作成の「明後期の丈量に就いて」を基礎とし、昭和四十五年度作成の「修士論文」序章等に修正を加えたものである。

(京都大學大学院學生・
[redacted])

Land Surveys in Later Ming Period

by

G. Nishimura

The Chinese government in the early sixteenth century suffered from the constant shortage of income—*hsü-liang* (虛糧)—by the refusal of the landed tax-payers. This shortage was made good by its transfer to the direct producers, *tien-hu* (佃戶), who were forced to pay additional taxes, *pao-p'ei* (包賠). It is why this age witnessed so many risings of the peasantry who were manily the fustives from the rack-renting landlords.

The land surveys in later Ming dynasty were assumed to find a solution to this problem and underwent some change between *chiatsing* and *wan-li*, each respectively the first and the last regnal year of the surveys. Moreover the inquiry in the nineth year of *wan-li* is remembered with the name of Chang Chü Chêng (張居正), the instigator of that nation-wide land investigation. We can roughly divide these periods into three: (1) the period of trial and error; (2) the period of *chiün-liang* (均糧), that is the tax-assessment in spite of which the great landed classes remained almost untouched; (3) the period of Chang.

Moreover three stages are discernible about how to carry out the survey—*tzu-chang*, *fu-chang* and *hui-chi*. In *tzu-chang* that is the self-survey one could report about his land by himself only to allow the great landowners to make their vested interest lawfully intact. On the other hand the servile classes were recorded as such in the extent (*chang-liang-ts'ê*), thus degrading their status ever more. The result was the reorganisation of land system of the period and here we see the gradual rise of *hsiang-shên*, that class of the Chinese gentry.

An Essay on the Development of English Feudalism

by

R. Tomizawa

In so far as our studies in Western feudalism are concerned, no attempt has been made to clarify its contractual side though those recent